

アメリカ合衆国における没収制度の史的展開

川崎友巳

I はじめに

今、日本の没収制度は、抜本的な見直しを迫られている。過去30年にわたって、組織犯罪や薬物犯罪に対抗できる世界標準の制度を目指して強化が図られてきたにもかかわらず、現在の没収・追徴は、犯罪者から犯罪収益を完全に剥奪することができないという本質的な問題を内在し続けている¹⁾。も

-
- 1) 山口厚「わが国における没収・追徴制度の現状」町野朔・林幹人編『現代社会における没収・追徴』（信山社、1996）22-33頁。また、刑法典の没収・追徴については、山本輝之「刑法における没収・追徴」町野・林編・前掲注1）3-21頁、樋口亮介「没収・追徴」法学教室402号（2014）124-136頁など参照。また、麻薬特例法の没収については、野々上尚「麻薬新法における不法収益の没収・追徴」ジュリスト992号（1991）84-89頁、同「麻薬新法における没収・追徴制度の概要」法律のひろば45巻5号（1992）25-29頁、古田佑紀ほか「『国際的な協力下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律』及び『麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律』の解説（一）」法曹時報44巻7号（1992）73-96頁、玉川淳「マナー・ローングリングの処罰と不法収益のはく奪——国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3.10.5公布、法律第94号）〔含条文〕」時の法令1431号（1992）20-35頁、河原俊也「特別法シリーズ（63）麻薬特例法の没収・追徴について」研修603号（1998）91-100頁、清水一成「麻薬特例法における没収・追徴」町野・林編・前掲注1）119-139頁、山本輝之「麻薬特例法における「不法収益」の没収追徴をめぐる判例理論」帝京法学21巻1号（1998）1-12頁、小池健治「修講座 特別法シリーズ（117）麻薬特例法の没収・追徴をめぐる諸問題について」研修641号（2001）57-70頁など参照。また、組織犯罪処罰法の没収については、三浦守「組織的犯罪対策三法の概要等」ジュリスト1166号（1999）71-72頁、末弘陽一「<大阪刑事実務研究会・特別法を巡る諸問題>組織的犯罪処罰法（没収・追徴）」判例タイムズ1429号（2016）64-76頁、隄良行・櫛清隆「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律について」法曹時報69巻11号（2017）145-150頁、橋本広大「組織的犯罪処罰法における「犯罪収益」概念について：テロ

もちろん、他の種類の刑罰と同様に、効果を高めることに力点が置かれるあまり、不当に対象者の人権を害する（没収について言えば、財産権を侵害する）ことは許されない²⁾。しかし、マネーロンダリングを含む組織犯罪や薬物犯罪は、一国で対処できる問題ではなく、国際協調の下で、各国が一致して取り組まなければ、その効果は大きく削がれてしまう。そうした事態を避けるためには、諸外国と同様、日本も没収制度の強化が求められ、かつ、従来のような接ぎ木を重ねるようなやり方が限界を迎えている以上、抜本的な見直しが、焦眉の課題となりつつあるのである。

そうした課題に取り組むに当たって参考になるのが、アメリカ合衆国の没収制度である³⁾。アメリカ合衆国では、とくに1970年代から組織犯罪や薬物犯罪、さらには、21世紀を迎えた後は、テロ犯罪と戦うための「武器」としての効果を高めるため、また、その武器の濫用を防ぎ、適正に運用するため、幾度もの法整備を重ねてきた。さらに、そうして整備されたアメリカ合衆国の没収制度は、諸外国で没収制度が導入・整備される際に、1つのモデルと

等準備罪新設に係る二条二項五号の検討」法学政治学研究116号（2018）211-243頁、同「改正組織的犯罪処罰法における『犯罪収益』概念とその前提犯罪に関する考察」法学政治学研究119号（2018）373-406頁、山口修一郎「組織的犯罪処罰法施行からの20年を振り返って：法律の成立・改正及び重要裁判例の概観」警察学論集73巻10号（2020）24-83頁など参照。

- 2) 村井敏邦「暴力団・麻薬立法の問題」法律時報63巻7号（1991）2-5頁、浅田和茂「『組織的犯罪』対策立法の動向」犯罪と刑罰13号（1998）14-15頁、同『刑法総論』（成文堂、補正版、2007）507頁など。
- 3) アメリカ合衆国の没収制度に関する邦語文献として、B・J・ジョージ Jr.（鈴木義男訳）「アメリカの没収制度」法律時報35巻13号（1963）78-85頁、原田明夫「犯罪により生じた利益と没収（その1）・（その2）」判例タイムズ549号（1985）50-55頁、556号（1985）46-52頁、江原伸一「アメリカにおける不法財産没収の概略—薬物犯罪を中心に」警察学論集41巻11号（1988）70-88頁、同「RICO法による経時的財産没収制度の概要」警察学論集42巻7号（1989）41-59頁、Terrance G. Reed（佐伯仁志訳）「アメリカにおける RICO 法、マネー・ロンダリング法、没収法」ジュリスト970号（1990）52-58頁、芝原邦爾「アメリカ合衆国の没収制度」法律時報63巻2号（1991）74-78頁、堤和通「」刑事没収（criminal forfeiture）の必要性」法学新報97巻7・8号（1991）209-233頁、佐伯仁志「アメリカ合衆国の没収制度」町野朔・林幹人編『現代社会における没収追徴』（信山社、1996）286-315頁、岡上雅美「アメリカ合衆国における『犯罪』に対する非刑事的制裁と被告人の憲法上の諸権利」法政理論31巻3号（1998）193-229頁、川崎友巳「アメリカ合衆国の没収制度に関する一考察—没収の対象財産をめぐる動向を中心に」同志社法学73巻3号（2021）37-67頁がある。

しての役割を果たしてきた。

ただし、アメリカ合衆国の没収は、長年、行政手続と民事司法手続の中で運用され、刑事司法手続に没収が導入されてからは、まだ50年ほどしか経っていないなど、日本のそれとは、性質を大きく異にしており、法制度も複雑な構成となっている。こうした異質で、複雑なアメリカの没収制度の全体像を正しく理解することができて、初めて日本の没収制度の抜本的な見直しにとって有益な示唆を見出すことができるものと思われる。そこで、本稿では、アメリカ合衆国の没収制度に対する理解を深めるために、アメリカ合衆国の没収制度が現在に至るまでの発展の経緯を跡づけていく。

アメリカ合衆国における没収制度の発展は、犯罪への制裁として個人の財産を剥奪することへの政策立案者の「躊躇」から「熱狂」までの足跡と評される⁴⁾。その足跡は、①アメリカの没収制度の源流としての17・18世紀イギリスにおける資産没収制度展開期、②植民地時代の18世紀末から建国当初19世紀における合衆国の制度整備期、③19世紀末から20世紀前半の適用範囲の拡大期、④20世紀後半、適用範囲の一層の拡大に加えて、多様な役割や目的が期待されるようになり、制度そのものの多様化が図られる一方で、制度が抱える問題も顕在化していった制度膨張期、⑤21世紀を迎えて以降、顕在化した没収制度の問題の改善がすすめられている制度再編期に整理することができる。

II 源流としての17・18世紀イギリスにおける資産没収制度

1 贖罪物

今日的なアメリカ合衆国における資産没収の起源は、初期のコモンローに

4) Benjamin Gillig, Nexus Rethought: Toward a Rational Factual Standard for Federal Criminal Forfeitures, 102 IOWA L. REV. 289, 292 (2016).

まで遡ることができる⁵⁾。17世紀のイギリスでは、拳銃や暴走した馬車など、人を死に至らしめた道具が、「贖罪物の原理 (principle of deodands)」に基づき国王に没収された。当初、贖罪物は「血讐」に替わる紛争解決としての側面があり、没収された贖罪物は精算され、被害者の葬儀費用などに充てられたが、次第に、国王の財産として収められるようになっていった⁶⁾。ここでは国王は、あたかも贖罪物それ自体が不法行為や犯罪を行ったかのように、贖罪物に対して直接訴訟を提起することによって贖罪物の没収を行っていた⁷⁾。

しかし、このように贖罪物として資産を没収する制度は、19世紀の自然科学の発展によって、無生物が人間に害を及ぼす可能性があるという迷信が薄れていくにつれて衰退し⁸⁾、最終的に、1846年贖罪物法により廃止された⁹⁾。

2 私権剥奪

コモンロー上のもう1つの制度として、「すべての財産は、社会から派生し、個人に与えられる市民的権利の1つであり、一定の自然的自由と引き換えに、すべての者が社会的コミュニティに加わるときに犠牲にしなければならない

-
- 5) 英米の文献では、英米法の没収の起源として、しばしば、旧約聖書出エジプト記21章28節の一節「牛が男または女を襲い、彼らが死んだ場合、彼は石で打たれ、肉は食べられない」にも求められる (Douglas Kim, *Asset Forfeiture: Giving Up Your Constitutional Rights*, 19 *CAMPBELL L. REV.* 527, 578 n.16 (1997).).
- 6) James R. Maxeiner, Note, *Bane of American Forfeiture Law - Banished at Last?* 62 *CORNELL L. REV.* 768, 771 (1977).
- 7) ただし、こうした対物没収的な訴訟の構成から、贖罪物の法理を、アメリカにおける今日的な対物没収 (民事没収) の起源として位置づける見解 (たとえば、オリバー・ウェンデル・ホームズ判事 [OLIVER WENDELL HOMES, *THE COMMON LAW* 10-13 (1923).]) に対しては、①その適用が、人を死に至らしめた財物に限定されたこと、②イギリスの裁判所が、贖罪物から没収へという分析を明確に否定したこと (Maxeiner, *supra*, note 6, at 771.) などから、否定的な見解も有力である (GRANT GILMORE & CHARLES L. BLACK, JR., *THE LAW OF ADMIRALTY* 590 (2d ed. 1975); *see also*, Donald J. Boudreaux & A.C. Pritchard, *Civil Forfeiture and the War on Drugs: Lessons from Economics and History*, 33 *SAN DIEGO L. REV.* 79, 94-95 (1996).).
- 8) Walter W. Hyde, *The Prosecution and Punishment of Animals and Lifeless Things in the Middle Ages and Modern Times*, 64 *U. PA. L. REV.* 696, 696-730 (1916).
- 9) *The Deodands Act 1846* (9 and 10 *Vict.*, c. 62.).

ものである¹⁰⁾」ことを根拠に運用されていた私権剥奪 (attainder) があった¹¹⁾。そこでは、有罪判決を受けた重罪犯の私有財産が国王に没収され、不動産はその領主に没収された (ただし、反逆罪の有罪判決では、犯罪者のすべての動産および不動産が、国王に没収された)。

私権剥奪には、財産の所有者が、刑事訴訟において有罪を言い渡された後、改めて政府によって、財産所有者に対する衡平法廷での民事訴訟が提起され、財産の没収を認める判決が下される手続が必要であった¹²⁾。このため、私権剥奪を、刑事没収の起源として位置づける見解も見られる¹³⁾。

3 制定法上の没収

17世紀以降のイギリス議会では、一連の海事法に違反して用いられた財産の没収も承認された。それまでも、財産の没収を認める制定法は存在したが、その適用は、財産の所有者の有罪について明らかな自白または判決があるときに限定されていた¹⁴⁾。これに対して17世紀に制定された海事法上の没収は、「有罪財産」に対する対物訴訟の形式を採った¹⁵⁾。つまり、財産自体が制定法に違反した状態であることを根拠に、没収が行われたのである¹⁶⁾。

また、一連の海事法は、イギリス海運業の増強を目的としていたことから、イギリスからの輸出入を原則的にイギリスの船舶で行うように義務づけることにより、イギリスの海運業を競争から保護していた¹⁷⁾。このため、海事法の違反により、違法に運ばれた商品とそれらを輸送した船舶の両方が没収の

10) WILLIAM BLACKSTONE, I COMMENTARIES ON THE LAWS OF ENGLAND 289 (1765); see also Austin v. United States, 509 U.S. 602, 612 (1993); Calero-Toledo v. Pearson Yacht Leasing Co., 416 U.S. 663, 682 (1974).

11) Stuart D. Kaplan, The Forfeiture of Profits Under the Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act: Enabling Courts to Realize RICO's Potential, 33 AM. U. L. REV. 747, 751 (1984).

12) See Calero-Toledo, 416 U.S. at 682.

13) Gilling, *supra* note 4, at 293.

14) Maxeiner, *supra* note 6, at 775.

15) See Calero-Toledo, 416 U.S. at 682.

16) Gilling, *supra* note 4, at 293.

17) Boudreaux & Pritchard, *supra* note 7 at 95-96.

対象とされた。

さらに、海運業の重要性を考慮して、海事法には、船舶や貨物の所有者らのプライバシーや同意を考慮する文言は置かれていなかった¹⁸⁾。また、裁判所は法律を厳格に運用し、船長や船主が認識しないうちに、船員によって行われた違反行為についても船舶全体の没収につながる余地を認めていた¹⁹⁾。もっとも、そうした海事法の厳格な運用は、必ずしも没収の硬直的で、行きすぎた運用をもたらすことには直結しなかった。船主が船舶の違法な使用を合理的に知ることができなかった場合、裁判では船舶を無罪にすることができた。たとえば、密輸品の量が少なすぎて、所有者または船長が合理的な範囲で探したとしても、発見できなかったような場合には、船舶は没収されなかったのである²⁰⁾。

Ⅲ 18世紀後半—19世紀の制度整備期

1 建国当初の没収法制の枠組み

建国当初のアメリカは、イギリスから、対物没収の概念のみを輸入した。つまり、「贖罪物」という概念の輸入やそうした概念と結びついていた没収は採用されず、私権剥奪についても、合衆国憲法において、その立法化が明確に禁じられ（第1章第9条第3項²¹⁾、反逆罪を理由とした私権剥奪についても、その効力が、「血統汚損または、私権を剥奪された者の生涯の間を除き、財産没収に及ばないものとする」（合衆国憲法第3章第3条第2項）と規定されることで、制限された²²⁾。

そうした中で、最初の連邦議会で制定された1789年徴税法（The Collection

18) *Id.*, at 96.

19) Maxeiner, *supra* note 6, at 774.

20) *Id.*, at 775.

21) U.S. Const. art. I, 9, cl. 3.

22) U.S. Const. art. III, 3, cl. 2.

Act of 1789)²³⁾ などの関税関連の法制において、関税の徴収を支援するために民事没収が法制化される一方²⁴⁾、植民地法によって整備されていた刑事没収は廃止された²⁵⁾。こうして、建国当初のアメリカ合衆国においては、没収に関する唯一の仕組みは、制定法によって定められた「有責な財産」に対する民事手続に限定されたのである²⁶⁾。このような没収制度をめぐる初期の動向からは、政府による個人財産の没収の濫用に対する建国者らの深い憂慮を見て取ることができる²⁷⁾。

2 没収の対象

こうして民事手続を通じて犯罪に関連した財産を没収する仕組みを法制化した18世紀のアメリカで、最も頻繁に民事没収の対象となったものの1つが、イギリスと同様、船舶とその貨物であった。関税法違反に関連した船舶と貨物が、没収の対象となり、1808年に、奴隷の「輸入」が禁止されてからは、アメリカに奴隷を運び入れるために使用された船舶も、その対象に加えられることとなった²⁸⁾。

これらの民事手続を通じた対物没収という没収の仕組みは、当時の法執行

23) The Collection Act of 1789, ch. 5, §5 12, 15, 22-24, 34, 40, 1 Stat. 29, 39, 41-43, 46, 48-49.

24) Cf. Act of Aug. 4, 1790, ch. 35, 1 Stat. 145 (*repealed* 1799).

25) Act of April 30, 1790, ch. 9, 24, 1 Stat. 112, 117, *repealed by* Pub. L. No. 98-473, Tit. II, 212 (a) (2), 98 Stat. 1987 (1984).

26) United States v. Bajakajian, 524 U.S. 321, 332 n.7 (1998); *see also Calero-Toledo*, 416 U.S. at 682-83.

27) 1789年から1807年までの500件を超える未公表の没収に関する事案を独自に調査した結果、アレキサンダー・ハミルトンと第1回連邦議会の没収の濫用に対する懸念が、詐欺的意図のない違反行為者に没収財産を返還する権限の確立を促し、ハミルトンとその後の歴代の財務長官は、そうした権限を行使する義務を強く認識していたことは明らかであるとして、建国当初の民事没収には、憲法上の制約はかかっていないが、抑制的な運用が企図されていたと論じる興味深い近時の文献として、Kevin Arlyck, *The Founder's Forfeiture*, 119 *COLM. L. REV.* 1449, 1449-1518 (2019).

28) *Id.* たとえば、トン税（船荷重量税）額を確定するための重量測定前に埠頭から課税対象の商品を取り除くと、商品自体だけが没収された (*Id.* § 15, 1 Stat. at 41)。これに対して、輸出品が、税関の徴税官の許可なしに、船舶から荷下ろしされ、アメリカ国内に輸送された場合、商品だけでなく船も没収された (*Id.* § 12, 1 Stat. at 39; *cf. id.* § 40, 1 Stat. at 49)。

の必要性を反映したものであった。というのも、海賊行為、密輸事件、奴隷売買では、船舶やその貨物がアメリカの領海内で発見されたとしても、それらの「禁制品」の所有者が同時に確認・確保できることはほとんどなかったため、政府は、刑事責任を問う対象者の所有物として特定できないケースでも、そうした船舶や貨物の管轄権を主張する手段²⁹⁾を裁判所に必要としていたのである。対物没収は、そうした禁制品に対する管轄権を提供し、禁制品を没収するための有用なツールとしての地位を確立していくこととなった。

3 判例の動向

初期の裁判所は、制定法上の没収の適用に関する事例を積み重ねていく中で、次のような没収の基本枠組みを確認・確立していった。①没収手続は刑事ではなく民事であり、訴訟は海事裁判管轄下で行われるため、陪審は必要ない³⁰⁾。②密輸入と解する相当な理由が示された場合、その物品は没収が可能となる³¹⁾。③没収に関する限り、犯罪が実行された時点で政府にその権限が付与される³²⁾。④立証責任は、政府ではなく、対象財産の権利主張者が負う³³⁾。⑤海賊行為に対する没収には、刑事訴訟での有罪判決は必要ではない³⁴⁾。⑥財産の所有者の無実は没収の抗弁とならない³⁵⁾。⑦裁判所が没収を認めるには、船舶の実際の差押えが必要で、船舶が裁判所の管轄権から外れるとその権限が失われるため、没収の判断はできない³⁶⁾。

29) *See Austin*, 509 U.S. 602, at 615 n.9 (「対物没収のフィクションは、主として、裁判所、とくに、財産の所有者を超えた人的管轄権の欠けた海事裁判において、その権限を拡張するために発展した」と判示 (*quoting Republic Nat'l Bank of Miami v. United States*, 506 U.S. 80, 87 (1992)))。)

30) *United States v. La Vengeance*, 3 U.S. (3 Dall.) 297, 301 (1796)。なお、その後、マーシャル判事は、陸上で差し押さえられた物品の没収について、裁判所のコモモンロー管轄下で陪審裁判にかけることを支持した (*The Sarah*, 21 U.S. (8 Wheat.) 391, 394 (1823))。

31) *Locke v. United States*, 11 U.S. (7 Cranch) 339, 345 (1813)。

32) *United States v. 1960 Bags of Coffee*, 12 U.S. (8 Cranch) 398, 405 (1814)。

33) *The Langdon Cheves*, 17 U.S. (4 Wheat.) 103, 104 (1819); *Locke*, 11 U.S. at 348。

34) *The Palmyra*, 25 U.S. (12 Wheat.) 1, 14 (1827)。

35) *United States v. Brig Malek Adhel*, 43 U.S. (2 How.) 210, 231-32 (1844)。

36) *The Brig Ann*, 13 U.S. (9 Cranch) 289, 290-91 (1815)。

IV 19世紀末から20世紀前半の適用範囲拡大期

1 民事没収の適用対象の拡大

南北戦争下で、南軍とその支援者の資産の没収に関して、緩やかな運用がなされた時代を経た後³⁷⁾、19世紀から20世紀にかけて、対物管轄権の法理による民事没収はさらに発展し続けた。この時代の法執行機関の主たる関心は、船舶と貨物から、アルコールの規制と課税へと移行していた³⁸⁾。20世紀初頭までに、アルコールとタバコに対する税収は連邦政府の総収入の約75%を占めるに至ったため³⁹⁾、これらの物品に対する租税逋脱を防ぐことが、法執行機関にとっての優先事項となっていったのである。また、1917年に憲法修正18条（「禁酒条項」）が連邦議会で可決され、各州の批准を受けて、1920年に禁酒法が施行されたことも、民事没収の対象の拡大に拍車をかけた。そこでは、密造酒や密輸品などの組成物を没収するだけにとどまらず、蒸留所や自動車などの犯罪を行う手段であった供用物の没収が重要な意味をもった⁴⁰⁾。そのような没収は、いわゆる没収の「手段理論（instrumentalities theory）」に基づき正当化された⁴¹⁾。つまり、違法なアルコールやタバコの製造・生産と戦うためには、違法な商品だけでなく、それらの商品を作るための手段として用いられた財産も没収する必要があり、その際、違法行為における財産

37) 南北戦争時の南軍とその支援者の資産の没収に関する動向については、Boudreaux & Pritchard, *supra* note 7, at 98-99.

38) *See* United States v. James Daniel Good Real Property., 510 U.S. 43, 60 (1993).

39) *Id.* at 60.

40) *See generally* Van Oster v. Kansas, 272 U.S. 465 (1926)（醸造酒の輸送に使用した自動車の没収を判断）; J.W. Goldsmith, Jr.-Grant Co. v. United States, 254 U.S. 505 (1921)（自動車を没収の対象と判断）; Dobbins' Distillery v. United States, 96 U.S. 395 (1878)（蒸留酒製造所を没収の対象と判断）.

41) *See Bajakajian*, 524 U.S. at 333 n.8（「手段（instrumental）」という用語は最近では古い言い回しであるが、犯罪が実行された実際的手段であったから、歴史的に没収の対象とされた財産をうまく特徴づけている」と指摘）.

所有者の役割は関係ないとされたのである。

2 揺れる判例

民事没収の適用対象の拡大は、判例においても顕在化していった。ただ、そこで示された司法判断には一貫性を欠く面があった。

(1) 善意の第三者が所有する財産の没収

こうした判例の動向を象徴するものとして、1877年のドビンス蒸留所ケース合衆国最高裁判所判決⁴²⁾をあげることができる。本件の事実の概要は、蒸留所が、蒸留酒に課されていた物品税を遁脱し、政府を欺いたことを理由に、民事没収によって、蒸留所と不動産の没収が申し立てられたが、蒸留所に不動産を貸していた所有者は、善意であったというものである。合衆国最高裁判所は、没収を支持し、「没収の判決を維持するために、財産の所有者が、テナントによる公的収入の詐欺を認識していることを要しない」と判示した⁴³⁾。ここでは、訴訟は本質的に民事であり、「不正行為者の有罪判決は、仮にあったとしても、完全に独立した別の訴訟で取得されなければならない」と説かれた。そして、ここから最高裁は、所有者が不正行為を実行してなくても、犯罪に関連して用いられた動産および不動産は、没収可能であるとの理解を導き出したのである⁴⁴⁾。

(2) 民事没収への合衆国憲法修正第4条・第5条の適用

ただし、合衆国最高裁判所は、同じ時期に、民事没収の濫用を制限する方向での判断も示していた。たとえば、1886年のコフェイ・ケース合衆国最高

42) *Dobbins' Distillery*, 96 U.S. 395.

43) *Id.* at 399.

44) ただし、事前の有罪判決なしに不動産の没収が可能であるとの判断については、先例の引用はなく、根拠も述べられていなかった。また、そもそも、不動産と動産で区別できるのかについても言及はなかった (*Boudreaux & Pritchard, supra* note 7, at 100.)。

裁判決⁴⁵⁾では、租税遁脱について、すでに無罪判決を受けていた場合、同じ行為に基づく民事没収は禁じられていると明言した⁴⁶⁾。また、同じ開廷期のボイド・ケース合衆国最高裁判所判決⁴⁷⁾では、「自らが実行した犯罪を理由とする財産の没収は、形式的には民事であるかもしれないが、本質的に刑事である」と述べ、「準刑事 (quasi-criminal)」手続と位置づけ、合衆国憲法修正第4条および第5条の適用が及ぶと判断した⁴⁸⁾。

もっとも、こうした民事没収の適用を制限する判例のインパクトは限定的で、判例の全体的な流れとしては、なお刑事手続によらない民事没収の性質が強調される傾向の方が強かった。たとえば、1896年のズッカー・ケース判決⁴⁹⁾において、合衆国最高裁は、違法に輸入された商品を没収するために事前の刑事上の有罪判決を必要としない伝統的なルールを再確認し、没収手続への合衆国憲法修正第6条の対質権の適用を否定した⁵⁰⁾。また、1909年のヘプナー・ケース合衆国最高裁判決⁵¹⁾では、没収を求めて政府が提起した訴訟は、民事訴訟であり、被告が、犯罪を実行したことが明白に証明されれば（合理的な疑いを超えない証明がなされていなくても）、裁判所は、没収を認める判決を下すことが可能であると明言された⁵²⁾。さらに、1921年のJ・W ゴールドスミス＝グラント社ケース合衆国最高裁判決⁵³⁾では、密造酒の輸送に使用されたとして没収された自動車に対して担保権を有していた善意の第三者が、民事没収に対して、適正手続に反しており、合衆国憲法修正第5条に抵触すると申し立てた異議が斥けられた⁵⁴⁾。本判決でも言及され

45) Coffey v. United States, 116 U.S. 436 (1886).

46) *Id.* at 442.

47) Boyd v. United States, 116 U.S. 616 (1886).

48) *Id.* at 633-34.

49) United States v. Zucker, 161 U.S. 475 (1896).

50) *Id.* at 480.

51) Hepner v. United States, 213 U.S. 103 (1909).

52) *Id.* at 112. さらに、最高裁は、軽罪についても、合理的疑いを超える証明は不要と判断した (United States v. Regan, 232 U.S. 37 (1914).)。

53) *J.W. Goldsmith, Jr.-Grant Co.*, 254 U.S. 505.

54) *Id.* at 510-11.

たように、判例が、民事没収に対して憲法上の制約を課すことに消極的であった最大の理由は、財産を没収する高い必要性と法理が古くから確立しているという実態に求められた⁵⁵⁾。

V 20世紀後半の制度膨張期

1 州の没収権限

禁酒法の時代の終焉以後しばらくの間、アメリカの司法制度の中で、民事没収の適用は少数にとどまっていた⁵⁶⁾。そうした中で、合衆国最高裁判所では、州の没収権限について正面から取り上げる判例が登場した。1942年のC・J・ヘンドリー社ケース⁵⁷⁾である。本件の事実の概要は、カリフォルニア州魚釣法に違反して使用された漁網を、同州が差し押さえ、没収した同州政府に対して、漁網の所有者であったC・J・ヘンドリー社が、海事裁判所の管轄権が連邦裁判所に独占的に属していることをふまえれば、州は没収法を執行できないとして上訴したというものであった。最高裁は、アメリカにおける資産没収の歴史を跡づけ、多くの州が、合衆国憲法が採択される前の植民地時代のコモンローから没収法を施行しており、米国憲法が批准されて間もなく、漁業で違法に使用された網やボートの没収を認める州法が制定され、その後、半数の州で同様の法律が制定されたという経緯からすれば、州の没収権限は合衆国憲法に先行し、州は憲法が採択された後もコモンロー上の権限を保持していると結論づけた⁵⁸⁾。

55) David Pimentel, *Forfeitures Revisited: Bringing Principle to Practice in Federal Court*, 13 *NEV. L.J.* 1, 10 (2012).

56) Sarah Stillman, *Taken: Under civil forfeiture, Americans who haven't been charged with wrongdoing can be stripped of their cash, cars, and even homes. Is that all we're losing?*, *THE NEW YORKER* Aug. 12, 2013, (2013) available at <http://www.newyorker.com/magazine/2013/08/12/taken> (last accessed October 18, 2021).

57) *C.J. Hendry Co. v. Moore*, 318 U.S. 133 (1942).

58) *Id.* at 152-153.

こうして、本判決後も、連邦レベルだけでなく、州レベルでも、民事没収を中心とした没収制度が整備され、運用されていった。

2 没収制度の拡大・強化

他方、連邦レベルで、民事没収を取り巻く状況に変化の兆しが現れたのは、1970年代を迎える頃のことであった。

(1) 組織犯罪対策としての刑事没収の導入

深刻化する組織犯罪に対抗するため、連邦議会は、薬物犯罪、偽造、違法ギャンブル、人身売買など、さまざまな犯罪に関連する財産の没収を認める規定を設けていったのである。とりわけ、1970年に制定された組織犯罪対策法第10章（RICO法）は、組織犯罪の資金の流れを止めるという従来の没収とは異なる目的から、組織犯罪に関連する収益の刑事没収を定め、その後のアメリカ合衆国の没収の運用にとって転機となった⁵⁹⁾。

刑事没収は、量刑の一環として被告人に対して言い渡されるため、有罪判決が下された後に、新たに別個の民事訴訟での判断を要せず、また、対物管轄に基づく民事没収と異なり、対人管轄に基づくため、没収対象財産の所在地が複数にわたる場合に、それぞれを管轄する裁判所に、民事訴訟を提起することも求められない。導入当初、建国以来、存在していなかった刑事没収については、反逆罪に基づく全財産の没収禁止を定めた合衆国憲法第3条3節2項に反するとして、裁判所で争われることもあったが、合衆国最高裁判所が、全財産の没収ではない現行の刑事没収制度は違憲でないと判断を下して以降は、今日まで、没収制度の中での存在感を増し続けてきた。

59) S. Rep. No. 91-617, at 80 (1969); see also, LEONARD W. LEVY, A LICENSE TO STEAL: THE FORFEITURE OF PROPERTY (1996). RICO法の成立の経緯については、川崎友巳「アメリカ経済刑法におけるRICO法違反の罪の意義」同志社法学71巻6号（2020）42-49頁を参照。

(2) 薬物犯罪対策としての没収

他方、同年には、深刻化していた薬物犯罪への連邦レベルでの対策を強化するため、1970年包括的薬物濫用及び統制法が制定された。その一環として、同法に定められた民事没収は、当初、禁制品（違法に製造、配布、調合、または取得されたすべての薬物）、および薬物の製造、輸送、配送に関連するすべての促進資産（原材料、容器、車両、航空機など）をその対象として規定していたが⁶⁰⁾、1978年には、薬物犯罪に遡及可能な収益と、そのような犯罪を促進するために使用または使用可能な財産の両方を没収可能とするように改正が施された⁶¹⁾。このうち収益の没収という考え方は、それまでのアメリカではなかった。ここにおいて、没収の目的に、「将来の犯罪に使用される資金の剥奪」という新たな視点が明確に加わったのである。

1980年代に、「薬物犯罪との闘い」が本格化する中で、1984年には、包括的犯罪統制法が、薬物犯罪の没収の対象に促進財産として分類できる不動産を含めるように再び法改正を施した⁶²⁾。また、1986年反薬物濫用法は、元の没収可能な財産が没収できない場合に、代替財産を刑事没収することを認める規定を置いた⁶³⁾。このうち代替財産の刑事没収は、RICO 法上の刑事没収にも適用され、単なる収益を超えて、これらの犯罪の手段についても代替財産の没収が可能となった⁶⁴⁾。こうして、売却や費消によって犯罪収益や促進財産が犯罪者の手元に残っていないケースでも、犯罪者が得をしたままでは終わらせないという議会の強い姿勢が一層明確にされた。

60) H.R. Rep. No. 106-192, at 3 (1999).

61) Psychotropic Substances Act of 1978, Pub. L. No. 95-633, sec. 301 (a), § 511, 92 Stat. 3768; *see* Levy, *supra* note 59, at 80; H.R. Rep. No. 106-192, at 3-4. このように拡大が図られた没収対象財産の詳細については、川崎友巳「アメリカ合衆国の没収制度に関する一考察—没収の対象財産をめぐる動向を中心に—」同志社法学73巻3号(2021)37-67頁を参照。

62) Act of Oct. 12, 1984, Pub. L. No. 98-473, sec. 306, § 511 (7), 98 Stat. 1837; H.R. Rep. No. 106-192, at 4.

63) Anti-Drug Abuse Act of 1986, Pub. L. No. 99-570, § 1153, 100 Stat. 3207-13.

64) 18 U.S.C. § 1963 (m) (2020); 21 U.S.C. § 853 (p) (2020).

(3) 民事没収対象犯罪のさらなる拡大

このように民事没収の適用範囲を拡張する法整備は、継続的にすすめられ、1990年代には、マネーロンダリング、カージャック、スパイ活動、児童ポルノ、銀行詐欺など、ほとんどのホワイトカラー犯罪を含む、事実上すべての重大な犯罪にまで達した⁶⁵⁾。また、議会は禁止薬物の製造・輸送に使用される財物だけでなく、薬物犯罪の収益および薬物犯罪を促進するために使用される財物の没収を認めるように没収法を改正した⁶⁶⁾。これらの新しい没収制度により、財物を没収する際の政府の権限は飛躍的に高まった。

また、このように拡張を続ける民事没収に対する法執行機関の負担を軽減するため、1990年には、行政没収の対象財産の上限を、10万ドルから50万ドルに引き上げ、現金については、上限を撤廃する法改正が行われた⁶⁷⁾。

3 公平な共有プログラム

1984年包括的犯罪統制法は、もう1つ、没収に関する重大な制度の導入を盛り込んでいた。差し押さえられ、没収された財産の収益を州と連邦法執行当局の間で共有することを認めたプログラム「公平な共有」である。このプログラムは、薬物犯罪などの犯罪対策に当たる州の法執行機関の財政的支援と連邦機関との協力強化を目的として導入されたものであったが、それ以後、州と地方の法執行機関が連邦政府機関と共同で行った没収による収益が、同法で設立された司法省資産没収基金で一元的にプールされ、州と地方の法執行機関が、そうした収益の最大80%を受け取ることができる一方で、州や地方の法執行機関によって差し押された資産を連邦政府に引き渡して、連邦政府が没収することが認められた⁶⁸⁾。

65) STEFAN D. CASSELLA, ASSET FORFEITURE LAW IN THE UNITED STATES § 2-4, at 33-37 (2d ed. 2013).

66) 21 U.S.C. § 881 (a) (6) and 21 U.S.C. § 881 (a) (7) (2020).

67) Pub. L. 101-382, 104 Stat. 642 (1990).

68) Comprehensive Crime Control Act of 1984, Pub. L. No. 98-473, sec. 310, 98 Stat. 2052, *codified at* 28 U.S.C. § 524 (c). 以来、この仕組みに対しては、基金の存在が、法執行機関に、犯罪の防止ではなく、資産の獲得という誤った戦略へのインセンティブとして機能しているとの批判が

4 1980年代までの判例の変遷

禁酒法の廃止後、違憲の異議の申立ては、徐々に減少したが、民事没収の憲法上の位置づけをめぐる司法判断は問い続けられた。

(1) 自己負罪拒否特権と民事没収

1971年のUS コイン&カレンシー・ケース合衆国最高裁判所判決⁶⁹⁾において、合衆国政府は、被告が、ギャンブラーとしての登録を怠り、合衆国法典第26編第4411条、4412条および4901条が要求するギャンブル税の支払いを免れたとして逮捕された際に、被告の所有していた金銭を没収するために、民事訴訟を提起した。最高裁は、「訴追の対象は、ギャンブラーではなく金銭である」という政府の主張を斥け、強制的な自己負罪を強要されない権利は、違法なギャンブルで使用された金銭の民事没収に対する抗弁となると認めた。そこでは、違法なギャンブルを行ったとして、8,674ドルを「没収」される者と、同じ行為の結果として8,674ドルの罰金を支払う者との間に違いはなく、また、没収法を概観すれば、組織的な犯罪に深く関与している者のみを処罰することが意図されていることは明らかであると説かれた⁷⁰⁾。

(2) 二重処罰の禁止と民事没収

しかしながら、合衆国最高裁も、刑事手続の被告人に対して用意された憲法上の保護を、民事没収に対して完全に認めるつもりまではなかった。US コイン&カレンシー・ケース最高裁判決のわずか2年後の1973年ワン・ロッ

加えられてきた (Jefferson E. Holcomb et al., *Civil Asset Forfeiture, Equitable Sharing, and Policing for Profit in the United States*, 39 J. CRIM. JUST. 273, 273-285 (2011); John L. Worrall, *The Civil Asset Forfeiture Reform Act of 2000: A Sheep in Wolf's Clothing?*, 27 POLICING: INT'L J. POLICE STRATEGIES & MGMT. 220, 220 (2004); Eric Blumenson & Eva Nilsen, *Policing for Profit: The Drug War's Hidden Economic Agenda*, 65 U. CHI. L. REV. 35, 40 (1998).)。

69) *United States v. United States Coin & Currency*, 401 U.S. 715, 720 (1971).

70) *Id.* at 721-22.

ト・エメラルドカットストーン・ケース判決⁷¹⁾において、最高裁は、密輸品の没収が二重処罰に当たるとの異議申し立てを却下した。そこでは、没収は刑罰ではないという性質とともに、「禁止された商品が米国内で流通するのを防ぎ、検査規定に違反した場合の合理的な形の損害賠償を定め、捜査および執行費用を政府に払い戻させるのに役立つ⁷²⁾」として、没収のもつ多面的な機能が、最高裁によって確認された。

(3) 適正手続の保障と民事没収

さらに、翌1974年のカリロ・トレド・ケース合衆国最高裁判決⁷³⁾でも、民事没収を刑事手続における被疑者・被告人に対する憲法上の権利保障の対象外とする姿勢が鮮明にされた。本件は、ヨット船内でマリファナが発見され、その事実を認識せずにヨットをリースしていたにもかかわらず、ヨットの没収を決定されたヨットの所有者が、告知や聴聞を欠いた没収決定までの手続は、適正手続の保障を定めた修正第5条に違反するとして異議を申し立てたものであった。

これに対して、最高裁は、民事と刑事の没収の長い歴史や法執行の意義と併せて、①差押えが、対物管轄で認められていること、②差押えの告知や聴聞は、対象物の消費、隠蔽または破壊につながる危険があること、③差押えは、「民間の営利的な団体」ではなく、政府当局によって主導されたことを根拠に、ヨットの所有者の申し立てを棄却した⁷⁴⁾。また、同判決では、没収は、輸送手段が違法行為に再び使用されないことを保証したり、違法行為を割に合わなくしたり、さらには、財物の所有者に、その財物を貸すに当たって、注意を尽くすように促したりする没収の意義も指摘された⁷⁵⁾。

その後、約20年の間、最高裁は、本判決を踏襲し、民事没収と合衆国憲法

71) *One Lot Emerald Cut Stones v. United States*, 409 U.S. 232 (1972) (*per curiam*).

72) *Id.* at 237.

73) *Calero-Toledo*, 416 U.S. at 663, 94 S. Ct. 2080, 40 L. Ed. 2d 452 (1974).

74) 416 U.S. at 679.

75) *Id.* at 687–88.

との整合性について、踏み込んだ検討を行うことはなかった⁷⁶⁾。

5 1990年代の判例

(1) 1993年の4つの判例

しかし、合衆国最高裁は、1993年に下した次の4つの没収をめぐる判決において、従来の方針を転換した。第1に、ブエナ・ビスタ・アベニュー・ケース判決⁷⁷⁾において、連邦法上の薬物犯罪についての没収に対する善意の所有者の抗弁は、没収された財産の善意の買主に限定されないとの判断を下した。第2に、オースティン・ケース判決⁷⁸⁾において、民事没収手続は、修正第8条の過大な罰金の禁止の適用対象であるとの判断を下した。同判決において、多数意見は、民事没収手続を純粹に財産に向けられた手続と捉える伝統的な理解に疑問を呈し、そうした没収も、また刑罰としての役割を果たしている⁷⁹⁾と結論づけた⁷⁹⁾。第3に、アレクサンダー・ケース判決⁸⁰⁾において、RICO 法違反についての有罪判決に基づくポルノグラフィ事業全体の没収が認められる前提として、没収が修正第8条の過大な罰金条項に反してはならないことを確認した。第4に、ジェームズ・D・グッド不動産ケース判決⁸¹⁾において、政府が連邦没収法に基づいて不動産を差し押えることができる前提として、まずデュープロセス条項に基づき、告知と聴聞が要求されるとの判断を下した。

76) J. Kelly Strader & Diana Parker, Civil and Criminal Forfeiture, in WHITE COLLAR CRIME, BUSINESS AND REGULATORY OFFENSES § 6A.01, 6A-7 (Otto Obermaier & Robert Morvillo, eds., 2020).

77) United States v. Buena Vista Avenue, 507 U.S. 111, 113 S. Ct. 1126, 122 L. Ed. 2d 469 (1993).

78) *Austin*, 509 U.S. 602, 113 S. Ct. 2801, 125 L. Ed. 2d 488 (1993).

79) 509 U.S. at 618.

80) *Alexander v. United States*, 509 U.S. 544, 113 S. Ct. 2766, 125 L. Ed. 2d 441 (1993).

81) United States v. James D. Good Real Property, 510 U.S. 43, 56, 114 S. Ct. 492, 126 L. Ed. 2d 490 (1993).

(2) ベニス・ケースとアーズリー・ケース

ところが、1996年には、合衆国最高裁のこうした姿勢は早くも揺らぎ始めた。最高裁は、まずベニス・ケース判決⁸²⁾において、修正第5条のデュープロセス条項に関する立場を再変更した。本件の事実の概要は、ミシガン州が、買春した女性との密通に使用された被告の自動車を、同州の公的ニューサンス法に基づいて没収したところ、被告の行為について、善意であり、自動車に共同権益を有していた被告の妻が、同州の民事没収規定は、善意の第三者に対する規定がなく、合衆国憲法修正5条に反するとして、没収の取消しを求めて提訴したというものであった。これに対して、合衆国最高裁は、判例上、確立して久しいことを根拠に、ミシガン州の民事没収規定の修正第5条違反を否定した⁸³⁾。また、アーズリー・ケース判決⁸⁴⁾において、最高裁は、並行した民事没収訴訟と刑事手続は、修正第5条の二重の危険に抵触しないと判断した。この判断は、民事没収手続は修正第8条の文脈において、民事没収を「本質的に懲罰的である」とした判例からの後退を意味するものと受け止められた⁸⁵⁾。

VI 21世紀の制度再編期

1 連邦レベルでの民事没収改革

強力な民事没収については、法執行機関によって、その必要性が強調されてきたが、立法府では、過度な財産権の侵害として、リバタリアンを中心とした共和党議員からも、財産所有者に対する人権保障が不十分であるとして、民主党議員からも批判を浴びてきた。さらに、1990年代に、歯止めのきかない民事没収の運用とこれに対する司法の混乱が顕在化したことを受け、連邦

82) *Bennis v. Michigan*, 516 U.S. 442, 116 S. Ct. 994, 134 L. Ed. 2d 68 (1996).

83) 516 U.S. at 453.

84) *United States v. Ursery*, 518 U.S. 267 (1996).

85) *Strader & Parker*, *supra* note 76, at § 6A-01, 6A-8.

議会は、ようやく2000年に、「建国以来の民事没収手続に関する最初の重要な改革⁸⁶⁾」と評される2000年民事資産没収改革法⁸⁷⁾を制定した。ただし、同法は、アメリカの民事没収の包括的で、抜本的な改革を図ったものではなく、深刻化していた運用上の問題点を改善するために、パッチワーク的になされた妥協の産物であった⁸⁸⁾。

(1) 立証内容としての「犯罪と財産の実質的な関連性」

従来、没収される財産は、没収の根拠となる犯罪との間で、どのような関係が認められなければならないかについて、判例上、さまざまな見解が示され、一貫性を欠き、運用の混乱をもたらす一因となっていた。そこで、2000年民事資産没収改革法は、この点について明確に定めた。そこでは、政府は、財産と犯罪との関連性が「実質的」であり、単なる偶然または偶発的ではないことを証明することが求められた⁸⁹⁾。

(2) 立証責任

従来の没収手続で、最大の問題として位置づけられていたのが、立証の基準と責任についてであった。2000年民事資産没収改革法の法案を審議した下院司法委員会は、現行の民事没収規定の下では、政府が、「許容可能な証拠の提出を求められておらず、最もランクの高い伝聞と最も薄っぺらな証拠に基づいて市民から財産を奪う可能性があり」、相当な理由という立証基準も低すぎると指摘し、「こうした結果が、明らかに我々の社会における私有財産の価値を反映しておらず、誤った剥奪のリスクを許容できないものになっている」と結論づけた⁹⁰⁾。このため下院段階の法案は、政府に、民事没収の明

86) David B. Smith, *An Insider's View of the Civil Asset Forfeiture Reform Act of 2000*, CHAMPION, June 24, 2000, at 28.

87) Act of Apr. 25, 2000, Pub. L. No. 106-185, 114 Stat. 202.

88) Smith, *supra* note 86, at 28.

89) 18 U.S.C. § 983 (c) (3) (2020).

90) H.R. Rep. No. 106-192, at 12 (1999) (*quoting* United States v. \$ 12,390, 956 F.2d 801, 811 (8th Cir. 1992) (Beam, J., dissenting)).

確かつ確信を抱くに足る証明の基準を課す規定を置いた⁹¹⁾。しかし、司法省と一部の上院議員は、立証の基準については、他のすべての民事訴訟と同じであるべきとして、その基準の採用に反対した⁹²⁾。このため、上院において、法案に、証拠の優越を立証の基準とする修正が施され、この修正法案が両院で可決された⁹³⁾。

また、2000年民事資産没収改革法は、没収の要件に関する立証責任を、財産の所有者ではなく政府に課した。もともと、同法によれば、没収に対して異議が申し立てられない場合には、証拠を提示することなく没収を実行することが認められた。したがって、新たな基準の立証責任の影響は、異議が申し立てられ、法廷で争われることになった少数の事案に限られた。

さらに、2000年民事資産没収改革法は、後述するように、「善意の所有者」の抗弁を新たに導入した。したがって、没収の対象となった財産の所有者が、没収の原因となった「犯罪」の存在を知らなかった場合は、没収は取り消されるが、その際に、異議を申し立てた財産所有者に要求される証明基準も、証拠の優越とされた⁹⁴⁾。

(3) 弁護人の選任

民事没収をめぐる訴訟は、民事であるが故に、合衆国憲法修正第6条の規定する「自己の防禦のために弁護人の援助を受ける権利」の対象外とされていた。しかし、その懲罰的性質を前提に、こうした形式的な二分論には疑問も呈されていた⁹⁵⁾。そこで、2000年民事資産没収改革法は、この点に関して、いくつかの仕組みを整備した。まず、関連する刑事手続において、裁判所によってすでに弁護人が選任されている場合には、民事没収手続に対して異議を申し立てた原告の弁護士費用も、公費で賄われることが定められた。

91) 146 Cong. Rec. H2049, H2049-52 (2000).

92) H.R. Rep. No. 106-192, at 34.

93) 18 U.S.C. § 983 (c) (2020).

94) 18 U.S.C. § 983 (d) (2020).

95) H.R. Rep. 106-192, at 14 (1999).

また、没収の対象とされた財産が本人の主たる住居である場合についても、同様に、弁護士費用は、公費から支払われることも明確化された⁹⁶⁾。

(4) 善意の所有者の抗弁

2000年までの民事没収をめぐる訴訟では、善意の財産所有者への考慮の欠如が大きな争点の1つであった。それまでも、一部の制定法や判例においては、「善意の所有者」の抗弁が認められていたが⁹⁷⁾、その抗弁の要件や効果は統一性を欠いており、裁判所ごとに一貫性のない解釈がとられてきた⁹⁸⁾。そこで、2000年民事資産没収改革法は、善意の所有者のために、統一的で包括的な積極的抗弁を規定した。

ただし、「善意の所有者」の定義には、「その者が財産の権益を取得した時点で、善意の売却者や購入者で、財産が没収の対象であると合理的に信じる理由がなかった者」も含まれるが⁹⁹⁾、没収を回避するために、この抗弁を犯罪者に悪用されないように¹⁰⁰⁾、それらの者が保護される場面は大幅に制限された¹⁰¹⁾。

(5) 係争中の善意の所有者が陥る「苦境」への対応

2000年民事資産没収改革法以前の民事没収の運用に対しては、仮に、訴訟の結果、最終的に没収が取り消されてたとしても、政府に財産を差し押さえられた所有者は、それまでに苦境に陥る可能性がある点も重要な問題と受け止められていた。そこで、2000年民事資産没収改革法は、そうした状況の財産所有者を保護するための規定を新設した¹⁰²⁾。暫定的差止命令と同種の機

96) 18 U.S.C. §§983 (b) (1) (A) & (2) (A) (2020).

97) See Smith, *supra* note 86, at 29; Pimentel, *supra* note 55, at 26–27.

98) Pimentel, *supra* note 55 at 17–18;

99) H.R. Rep. No. 106–192, at 16.

100) *Id.*, at 16 (citing United States v. 92 Buena Vista Ave., 507 U.S. 111, 139 (1993) (Kennedy, J., dissenting)); 18 U.S.C. § 983 (d) (3) (A)–(B) (2020).

101) 18 U.S.C. § 983 (d) (3) (B) (i) – (iv) (2020).

102) 18 U.S.C. § 983 (f) (1) (D) (2020).

能を果たすこの規定によって、係争中に原告に返還された場合、財産が破壊、損傷、紛失、隠蔽、または譲渡されるリスクが考慮に入れられる一方で、所有者が陥る苦境とのバランスを図ることが裁判所に求められた。このため、財産を奪われることで「実質的な苦境」に陥る所有者は、禁制品¹⁰³⁾や新たな犯罪に用いられる危険性のある物¹⁰⁴⁾を除いて、没収が最終的に確定されるまで財産を保持する可能性が認められたのである。

(6) 政府の保管中に加えられた財産に対する損害の賠償

従来、民事没収のために、差し押さえられた財産に対して、その保管中に、損害が加えられていたとしても、政府には、主権者の免責 (sovereign immunity) の原則が適用され、賠償責任は課せられていなかった。しかし、法改正に向けた議論の中で、現実には、こうした仕組みによって、善意の財産所有者の中に、深刻な損害を被った者が存在することが明らかになったことから¹⁰⁵⁾、2000年民事資産没収改革法は、連邦不法行為請求法を改正し、法執行機関が民事没収の目的で差し押さえられた財産を保管している間に損壊してしまった場合に、政府に対する不法行為請求によって、損害または破壊された財産の回復を図ることができる制度を導入した¹⁰⁶⁾。また、差し押さえられていた財産の返還後、政府は、当該財産に対する利息を請求者に支払わなければならない、裁判所が差押えの合理的な理由を見つけられない場合、

103) 18 U.S.C. § 983 (f) (8) (A) (2020).

104) 18 U.S.C. § 983 (f) (8) (C)-(D) (2020).

105) たとえば、チャーター便の小型ジェット機の運行業を営んでいた企業の経営者が、善意で麻薬資金を運搬したとして、小型ジェットを没収された後、異議を申し立てたケースでは、飛行機が返還されるまでに、訴訟費用8万5,000ドルを要し、その工面に所有していた他のジェット機3機を売却した。また、最終的に、返還されたジェット機は、薬物犯罪の証拠を探すために10万ドル相当の損害を被っていた。しかし、主権者の免責の原則により、政府に損害の賠償を請求ができないため、経営者は、破産宣告し、事業を放棄した (H.R. Rep. No. 106-192, at 8.)。

106) Civil Asset Forfeiture Reform Act of 2000, Pub. L. No. 106-185, sec. 3(a), 114 Stat. 202 (codified as amended at 28 U.S.C. § 2680 (c) (2000)).

請求者は訴訟費用と弁護士費用も受け取ることができることとされた¹⁰⁷⁾。もちろん、こうした制度は、没収が、最終的に認められた場合には、適用されない。

(7) 没収への異議を申立ての実効性確保

従来、民事没収に際して実施される潜在的な請求権者への告知や異議の申立ての期限については、民事没収を定める複数の規定のそれぞれの下で異なる運用がなされていた。また、告知の受領後に異議を申し立てるまでの期間が、非常に短い期間であることも少なくなかった¹⁰⁸⁾。このため、異議の申立てが、期限内に行えず、形式的に棄却されるケースも見受けられた。そこで、2000年民事資産没収改革法は、こうした異議申立ての実効性を確保するため、政府がより迅速に行動することを要求し、差押え後60日以内に、潜在的な請求権者に告知を送信するように義務づけた。また、異議の申立て期間を告知の受領後30日間とした¹⁰⁹⁾。

(8) 刑事没収の奨励

2000年民事資産没収改革法は、民事没収が可能なすべての場面で、刑事没収の適用を可能にする規定を置いた。そこには、刑事没収を奨励する議会の意思が反映されている。議会が、刑事没収を奨励する理由は、合衆国憲法に基づく強力な人権保障にある。この改正によって、従来、民事没収が「主」であり、薬物犯罪などで、刑事と別に民事の訴訟を提起しなければならない手続上の煩雑さを解消するために、「従」的な役割として、30年前に導入された刑事没収が、アメリカの没収制度の中で占める位置が大幅に拡大することになった。

107) Pub. L. No. 106-185, sec. 4 (b), 114 Stat. 202 (*codified as amended at* 28 U.S.C. § 2465 (2000)).

108) H.R. Rep. No. 106-192, at 19 (1999) (*quoting* DAVID SMITH, PROSECUTION AND DEFENSE OF FORFEITURE CASES, § 9.03 [1], at 9-45 (1998)); Pimentel, *supra* note 55, at 15.

109) *See* 18 U.S.C. § 983 (a) (4) (A) (2020).

(9) 犯罪収益の没収が可能な犯罪の拡張

これまでに見た2000年民事資産没収改革法による改正内容は、無制限に用いられていた民事没収に歯止めをかけることを狙ったものばかりであったが、同法では民事没収の効果を強化する改正も併せて施された。犯罪収益の没収が可能な犯罪の拡大である。

1970年の導入当初、犯罪収益の没収は、RICO 法違反および一部のマネーロンダリング規制法違反に対してのみ適用可能であった¹¹⁰⁾。その後、1978年までに、多くの薬物犯罪による収益の没収が可能になり¹¹¹⁾、1990年代までには、さらに多くの連邦犯罪をカバーするように拡大されていた¹¹²⁾。こうした犯罪収益の民事没収の適用対象となる犯罪の範囲は、2000年に民事資産没収改革法によって、さらに飛躍的に拡大することとなった。同法は、合衆国法典第18編981(a)(1)(C)を拡張して、民事没収の対象犯罪に、同1956条(c)(7)にマネーロンダリング罪の前提となる「不法活動」として規定されている200を超える多様な州法上の犯罪および連邦犯罪またはそれらの犯罪の実行のコンスピラシーの収益を含めたのである¹¹³⁾。

2 愛国者法による没収の制限の緩和

クリントン政権の置き土産となった2000年民事資産没収改革法の成立からわずか、18ヶ月後、「9.11同時多発テロ」を経たアメリカは、「テロとの戦い」のために、没収の強化を盛り込んだ2001年 USA 愛国者法を制定した¹¹⁴⁾。同法で、テロ犯罪への法執行機関の権限強化が図られる中で、没収についても、改正が施された。

愛国者法は、テロ事件について、2000年を迎える前の民事没収の証拠基準

110) Organized Crime Control Act of 1970, Pub. L. No. 91-452, 84 Stat. 938 (1970) (*codified at* 18 U.S.C. §1963).

111) Psychotropic Substances Act of 1978, Pub. L. No. 95-633, sec. 301 (a), § 511, 92 Stat. 3768 (1978);

112) CASSELLA, *supra* note 65, at §2-4, 34.

113) 18 U.S.C. § 981 (a) (1) (C) (2020).

114) USA PATRIOT Act, Pub. L. No. 107-56, 115 Stat. 272 (2001).

を復活させた。同法第316条により、事件が合衆国法典第18編第981(a)(1)(G)に基づく正式事実審理にかけられ、財産に「国際テロ容疑者」の資産が含まれる場合、立証責任は通常と逆転する。最初に、政府が、没収の相当の理由を示すが、申立人は、証拠の優越によって、自らの財産が没収の対象ではないことを立証する責任を負うのである¹¹⁵⁾。また、愛国者法は、テロ犯罪と財産との関連性を立証しなくても、対象者のすべての財産の没収を認める規定を置いた¹¹⁶⁾。

2000年に民事資産没収改革法の制定から2001年愛国者法の制定までの没収をめぐる立法の動向は、没収の適正な運用の実現にとって「二歩前進後の一歩後退¹¹⁷⁾」というだけでなく、没収をめぐる法制が、犯罪との闘いと個人の財産権保護とのバランスの中で定められているものであり、政府が、犯罪との闘いに軸足を置いた場合には、いつでも個人の財産権保護に優先され得ることを物語っている点で、極めて示唆に富むものといえよう¹¹⁸⁾。

3 公平な共有プログラムに対する不信

連邦レベルの民事没収に関する改善が図られても、民事没収の濫用をめぐる懸念が完全に払拭される状況は訪れなかった。その要因の1つとして、公平な共有プログラムにより、各州の民事没収によって差し押さえられた財産が、連邦の法執行機関に引き渡され、没収されて、収益として連邦没収基金に取り込まれ、連邦と州・地方の法執行機関で、分配される仕組み（最大で80%が州や地方の執行機関の配分となる）が維持されていたことがあげられる。連邦と州・地方の法執行機関は、没収の対象犯罪や没収の要件・基準の違いを衝いて、自らの権限では没収できない財産でも、没収を実現し、その

115) Stefan D. Cassella, *Forfeiture of Terrorist Assets Under the USA PATRIOT Act of 2001*, 34 *LAW & POLY INTL BUS.* 7, 9-10 (2002).

116) 18 U.S.C. § 981(a)(1)(G)(i) (2006); *see also* 50 U.S.C. § 1702(a)(1)(C) (2006).

117) David Pimentel, *Forfeiture Revisited: Bringing Principle to Practice in Federal Court*, 13 *NEVADA L.J.* 1, 21 (2012).

118) Pimentel, *supra* note 55, at 22.

財産を基金に取り込み、捜査協力の強化の名目で、州や法執行機関に分配してきた。その規模は、年々拡大し、1986年に約9,600万ドルであった基金は、2014年には、約45億ドルに達していた。こうした状況に対して、「州と地方の法執行機関は、正義の実現のためにではなく、予算獲得のために、没収を実施している¹¹⁹⁾」との批判が高まっていた。

こうした批判の中、2015年1月に、オバマ政権の司法長官エリック・ホルダーは、プログラムへの州および地方の参加に新たな制限を設け、差し押さえられた財産の連邦政府による没収を制限し、同年12月には、予算削減を理由に、公平な共有プログラムを停止した¹²⁰⁾。しかし、州や地方の法執行機関から、同プログラムの存続を望む声は強く、その4ヶ月後には、予算に目処がついたことを理由にプログラムが再開された¹²¹⁾。また、停止の間も、州の法執行機関が、連邦機関によって差し押さえられ、没収された財産の「公平な共有」は、抜け穴として残されていた¹²²⁾。さらに、2017年7月には、トランプ政権の司法長官ジェフ・セッションズにより、手続の迅速化、一定の場合における権利主張者の弁護士費用の政府負担などの改善策をセットに、プログラムを積極的に活用していく方針に沿ったガイドラインが策定され、プレスリリースされた¹²³⁾。

119) MARIAN R. WILLIAMS et.al., POLICING FOR PROFIT: THE ABUSE OF CIVIL ASSET FORFEITURE 6 (2010).

120) Press Release, Dept. of Justice, Attorney General Prohibits Federal Agency Adoptions of Assets Seized by State and Local Law Enforcement Agencies Except Where Needed to Protect Public Safety (Jan. 16, 2015), <<http://www.justice.gov/opa/pr/attorney-general-prohibits-federal-agency-adoptions-assets-seized-state-and-local-law>> (last visited Aug. 30, 2021).

121) M. Kendall Day, Chief Asset Forfeiture and Money Laundering Section of Criminal Division, Dept. of Justice, Letter on December 21, 2015 to o State, Local and Tribal Law Enforcement Agencies <<https://www.justice.gov/criminal-afnls/file/801376/download>> (last visited Aug. 30, 2021).

122) Press Release, Dept. of Justice, Attorney General Sessions Issues Policy and Guidelines on Federal Adoptions of Assets Seized by State or Local Law Enforcement (July 19, 2017), <<https://www.justice.gov/opa/pr/attorney-general-sessions-issues-policy-and-guidelines-federal-adoptions-assets-seized-state>> (last visited Aug. 30, 2021).

123) <https://www.justice.gov/opa/pr/attorney-general-sessions-issues-policy-and-guidelines-federal-adoptions-assets-seized-state> (last visited Aug. 30, 2021).

4 州レベルの民事没収改革

このように公平な共有プログラムが維持される中で、州レベルの民事没収の濫用に対する社会的な批判はますます高まり¹²⁴⁾、連邦レベルと類似の、場合によっては、より問題の大きな民事没収を運用してきた州レベルの民事没収にも改革を迫っていった¹²⁵⁾。こうした批判をふまえ、多くの州の議会が、とくに2010年代以降、民事没収制度の改革のため法改正に取り組んでいる。

各州の民事没収の改革をめぐる取組みは、今なお継続中であるが、そのポイントは、①緩やかな嫌疑に基づく民事没収の濫用を防ぐため、刑事裁判での有罪判決を適用要件にする、②一定の範囲で、善意の所有者の財産保護を図るため、挙証責任を検察側に負わせる、③民事没収を中心とした没収制度の濫用を防ぐため、運用状況について、議会などへの報告を制度化する、④公平な共有プログラムによる連邦機関との没収財産の安易な共有を回避するための仕組みを整備する¹²⁶⁾ などであった (表参照)。

また、こうした各州の動きを後押しするように、2019年のティムブス・ケース判決¹²⁷⁾において、合衆国最高裁判所は、州法上の民事没収にも、合衆国憲法修正第8条の過大な罰金禁止の原則の適用が及ぶとする判断が下された¹²⁸⁾。

124) 岩田太郎「米国 米警察が市民から財産奪う『民事没収』の悪用が横行」エコノミスト93巻7号(2015)76-78頁。

125) Nick Sibilla, *Over 350 Editorials Call for Civil Forfeiture Reform* (2020), <<https://ij.org/over-100-editorials-call-for-civil-forfeiture-reform/>> (last visited Aug 30, 2021).

126) たとえば、オハイオ州現行法典第2981.14条は、「法執行機関または検察当局は、禁制品の売却の潜在的な価値を除いて、または連邦刑事没収手続のために譲渡または照会された財産を除いて、差し押さえられた財産の価値が10万ドルを超えない限り、連邦法に基づく差し押え目的で、その機関または当局によって差し押さえられた財産を連邦法執行機関または他の連邦機関に直接または間接に譲渡または照会しないものとする」として、差し押えた財産を連邦機関への無制限の譲渡に歯止めをかけた。このほか、アリゾナ、カリフォルニア、コロラド、メリーランド、ネブラスカ、ニューメキシコ、ペンシルバニアの7州とコロンビア特別区に、同種の規定が設けられている。

127) *Timbs v. Indiana*, 139 S. Ct. 682, 586 U.S., 203 L. Ed. 2d 11 (2019).

128) *Timbs*, 586 U.S. at 204. 本判決を紹介した邦語文献として、島田良一「*Timbs v. Indiana*, 139

表：各州および特別区の民事没収制度の現状

州名	民事没収改革のための法改正	要件として刑事裁判での有罪判決	没収財産と犯罪の関連性の証明の基準	善意の第三者による権利主張の訴えがなされた場合の立証責任	没収の運用状況の議会等への報告義務	公平な共有の抜け穴を塞ぐ迂回防止規定	没収財産の州や地方の法執行機関への帰属の比率
アラバマ州	2019		合理的に十分な証明(≠証拠の優越)	第三者による善意の証明(不動産の場合を除く)	○		100%
アラスカ州			財産所有者による関連性の不存在の証明	第三者による善意の証明			75%以内。5000ドル以下の金銭以外の財産は100%
アリゾナ州	2017		明白かつ説得力のある証拠	第三者による善意の証明	○	○	
アーカンソ州	2019	刑事没収で、財産を差し押さえられた者の有罪	証拠の優越	第三者による善意の証明			100% (警察と検察官に80%、州の犯罪研究所設備基金に20%)、1回の没収で最大25万ドル。25万ドルを超える金額は、法執行機関の基金ではない特別州資産没収基金に供託
カルフォルニア州	2016	4万ドルを超える現金の場合のみ被告人の有罪	①4万ドルを超える現金の場合：合理的疑いを超える証明、それ以外の場合、明白かつ説得力のある証拠(争いがなければ、「一応の有利な事件」の証明)	政府による第三者の「悪意」の証明		○	76% (警察に65%、検察に10%、検察が管理する基金に1%)

コロラド州	2017		明白かつ説得力のある証拠	政府による第三者の「悪意」の証明	○	○	75% (法執行機関に50%、法執行機関への助成金に25%)。残りの25%は薬物リハビリプログラムに)
コネチカット州	2017	①薬物、IDセフト、性的人身売買；何人かの有罪判決、②その他の犯罪；所有者の有罪判決	明白かつ説得力のある証拠	政府による第三者の「悪意」の証明			麻薬犯罪の事案では69.5% (警察に59.5%、検察に10%)。それ以外の事案ではなし
デラウェア州	2016		財産所有者による関連性の不存在の証拠の優越による証明	第三者による善意の証明	○	○	100%
ワシントン特別区		人の主たる住居を没収する場合のみ、有罪判決	①住居：明白かつ説得力のある証拠 ②それ以外：証拠の優越	政府による第三者の「悪意」の証明	○	○	なし (すべての没収集積は、一般基金に)
フロリダ州	2016		合理的疑いを超える証明	政府による第三者の「悪意」の証明	○	○	75%
ジョージア州	2015		証拠の優越	第三者による善意の証明	○	○	100%
ハワイ州			証拠の優越	第三者による善意の証明			100%
アイダホ州	2018		証拠の優越	第三者による善意の証明	○	○	100%
イリノイ州	2017	100ドル未満 (薬物犯罪では、500ドル未満) の通貨の没収を不許可	証拠の優越 (ただし、関連犯罪で、被告人が無罪の場合、明白かつ説得力のある証拠)	第三者による善意の証明	○	○	90%

インディアナ州	2018		証拠の優越	第三者による善意の証明(ただし性犯罪に使用された車両と記録用機器は、政府が第三者の悪意を立証)			93%
アイオワ州	2017	没収に異議が唱えられた5000ドル以下の価値の財産：何人かの有罪判決	明白かつ説得力のある証拠	政府による第三者の「悪意」の証明	○		100%
カンザス州	2018		証拠の優越	第三者による善意の証明	○		100%
ケンタッキ ー州			①「遡及可能なわずかな証拠」(キ相当の理由)と②財産所有者による明白かつ説得力のある証拠による証明				100% ((85%が押収機関に、15%が司法長官または検察諮問委員会)
ルイジアナ州			証拠の優越	第三者による善意の証明			80% (60%が差押え機関、20%が検察地方検事局)。残り20%は刑事裁判所基金
メイン州			証拠の優越	第三者による善意の証明(家族の主たる住居の場合を除く)			なし(すべての没収集積は、一般基金に)
メリーランド州	2016	所有者の主たる住居の場合のみ、所有者またはその配偶者の有罪判決	明白かつ説得力のある証拠	第三者による善意の証明(ただし、車両、不動産または薬物犯罪に関連する財産は、政府が第三者の悪意を立証)	○	○	なし(すべての没収集積は、一般基金に)

マサチューセッツ州	2018		相当の理由	第三者による善意の証明	○	100%
ミシガン州	2015/2017/2019	没収に異議が唱えられた5,000ドル以下の価値の財産：被告人の有罪判決	①薬物犯罪：明白かつ説得力のある証拠 ②その他：証拠の優越	政府による第三者の「悪意」の証明 (薬物犯罪に関連する5万ドルを超える価値のある財産の場合を除く)	○	なし
ミネソタ州	2014/2017	没収に異議が唱えられた5,000ドル以下の価値の財産：何人かの有罪判決	明白かつ説得力のある証拠	第三者による善意の証明		90%。ただし、売春や人身売買を伴う場合は60%、DWIの場合は100%
ミシシッピ州	2017/2018		証拠の優越	政府による第三者の「悪意」の証明	○	1機関のみが没収に参加した場合が80%、それ以外の場合が100%
ミズリー州	1993	有罪判決	証拠の優越	第三者による善意の証明		なし
モンタナ州	2015	所有者の有罪判決	明白かつ説得力のある証拠	政府による第三者の「悪意」の証明		100% (12万5,000ドルを超える州機関への年間取益は、一般基金と州の没収基金の間で50:50に分割)
ネブラスカ州	2016	刑事没収に一元化		第三者による善意の証明		50%
ネバダ州	2015		明白かつ説得力のある証拠	第三者による善意の証明	○	100% (会計年度末に、没収口座の10万ドルを超える金額の70%を、差押えの裁判管轄内の学校に提供)
ニューハンプシャー州	2016/2018	所有者の有罪判決(ただし、所有者に自らの無罪の立証責任)	不明	第三者による善意の証明	○	90% (地方の法執行機関に45%、州の麻薬没収基金に45% [1回の没収から最大22万5,000ドルまで]、基金の100万ドルを超える金額は州の一般基金へ)

ニュージャージー州	2020	有罪判決(1,000ドルを超える現金、および1万ドルを超える他の財産価値のある他の財産を除く)。財産の差押えに関連する公訴提起がなされない場合、または、検察官が、その者の刑事責任を立証できなない場合、没収は不可	証拠の優越	第三者による善意の証明	○	○	地方の機関によって没収を遂行した場合:100% 州司法長官が没収を遂行した場合:95%
ニューメキシコ州	2015/2019	刑事没収に一元化		政府による悪意の証明(基準は、明白かつ説得力のある証明)	○	○	なし(すべての没収集積は、一般基金に)
ニューヨーク州	2019		明白かつ説得力のある証拠による証拠の優越	政府による悪意の証明	○	○	60%
ノースカロライナ州	1985	刑事没収に一元化(ラケッテアイアリングを除く)	ラケッテアイアリングの場合、証拠の優越で民事没収	ラケッテアイアリングの場合、第三者による善意の証明	○		なし(全て学校に資金提供)
ノースダコタ州	2019	没収に異議が唱えられた場合のみ所有者が免責または減刑と引き換えに捜査官を支援することに同意した場合を除く)。ただし、合理的な疑いを起す可能性がある場合、有罪判決は不要	明白かつ説得力のある証拠	第三者による善意の証明	○		100%(2年間の予算期間中に政府の没収口座の20万ドルを超える金額は一般財源に)

オハイオ州	2017	明白かつ説得力のある証拠	第三者による善意の証明(法的に所有権または登録された財産および1万5,000ドルを超える価値のある財産に関する場合に、政府が第三者の悪意を証明)	○	100% (少年の事案は90%)
オクラホマ州		証拠の優越	第三者による善意の証明		100%
オレゴン州	2000	没収に異議が唱えられた事案：何人かの有罪判決	政府による第三者の悪意の証明(現金、武器、または有価証券が薬物の近くで見つかった場合は、第三者が善意を証明)		地元の機関が没収を遂行した場合：52.5%、州が没収を遂行した場合：47%
ペンシルバニア州	2017	明白かつ説得力のある証拠	政府による第三者の悪意の証明	○	100%
ロードアイランド州		差し押さえられた財産の所有者が、証拠の優越によつて、関連性の不存を証明	第三者による善意の証明		90%
サウスカロライナ州		差し押さえられた財産の所有者が、証拠の優越によつて、関連性の不存を証明	第三者による善意の証明		95% (75%が警察、20%が検察官)
サウスダコタ州		証拠の優越	第三者による善意の証明		100%

テネシー州	2016/2018		証拠の優越	第三者による善意の証明(自動車の場合、第三者が善意を証明)			100%
テキサス州			証拠の優越	第三者による善意の証明			70% (没収が争われた場合は100%)
ユタ州	2015/2017	元となった犯罪が無罪となった場合に財産を返還	明白かつ説得力のある証拠	政府による第三者の悪意の証明	○		100%
ハーモンド州		何人かの有罪判決(その者が公訴提起を避けるために、没収に同意した場合を除く)	明白かつ説得力のある証拠	第三者による善意の証明			45%
バージニア州	2016/2018/2020	没収に異議が唱えられた場合のみ何人かの有罪判決	明白かつ説得力のある証拠	第三者による善意の証明	○		100% (90%が差押え機関が、10%が刑事司法局)
ワシントン州			証拠の優越	第三者による善意の証明			90%
ウエストバレーニア州	2020		証拠の優越	第三者による善意の証明			100%
ウィスコンシン州	2018	没収に異議が唱えられた場合のみ何人かの有罪判決(所有者が没収に異議を唱えない場合、または被告が免責と引き換えることに同意した場合など、裁判所が要件を適用しないことが可能)	明白かつ説得力のある証拠	政府による第三者の悪意の証明			なし

ワイオミング州	2016/2018		明白かつ説得力のある証拠	第三者による善意の証明			100%
---------	-----------	--	--------------	-------------	--	--	------

DEE R. EDGEWORTH, ASSET FORFEITURE: PRACTICE AND PROCEDURE IN STATE AND FEDERAL COURTS (3d ed. 2014) および Institute for Justice, Civil Forfeiture Reforms on the State Level <<https://ij.org/legislative-advocacy/civil-forfeiture-legislative-highlights/>> (last visited Aug. 30, 2021). をもとに作成。

Ⅶ むすびに代えて

1 アメリカ合衆国の没収制度の来し方

建国当初のアメリカ合衆国では、憲法において私権剥奪が明確に禁じられる一方で、海事法違反という限定されたケースにおいて、「有罪な財産」に対する民事没収が許された。そこでは、密輸品や密輸品を運搬した船舶そのものを「被告」とする対物訴訟の形式が採用された。その後、19世紀後半になると、没収の主戦場は、酒税やたばこ税の徴収へとシフトとしていった。また、その中で、犯罪の客体や果実だけでなく、手段も没収の対象とする法理が確立していった。こうして没収の適用範囲が広がるにつれ、善意の所有者の財産に対する没収の妥当性及び適正手続条項（修正第5条）など合衆国憲法との整合性といった今日まで続く問題も浮上し始めた。

禁酒法の時代の終焉以降、限定的な役割にとどまっていた没収制度に、再びスポットライトが当たったのは、1970年代に組織犯罪対策として法整備が進められてからのことである。その一環として、これまでの行政没収と民事没収に加えて、刑事没収も導入された点は、アメリカ合衆国の没収制度の歴史におけるターニングポイントとなった。さらに1980年代に薬物犯罪対策としての役割を担うために、犯罪収益を対象に含めるなど、さらに強化が図られるに至って、没収制度は、犯罪者から不法な利益を剥奪するためのきわめて強力な武器としての位置づけを確立した。

ところが、1990年代以降、こうして強力な効果をもつようになった没収制度に対して、次第に濫用の懸念が高まり、複数の最高裁の判断による混乱を

S.Ct. 682 (2019) : 州による民事対物没収に対して合衆国憲法第8修正の「過重な罰金禁止条項」が適用された事例」撰南法学57号（2020）63-72頁、田中利彦「英米法研究（第86回）アメリカにおける民事没収と合衆国憲法修正8条の過重な罰金条項：Austin v. United States, 509 U.S. 602 (1993)；Timbs v. Indiana, 139 S. Ct. 682 (2019)；586 U.S. (2019)」法律のひろば73巻12号（2020）61-68頁がある。

経て、2000年には、民事資産没収改革法が制定され、連邦レベルの民事没収と行政没収に、「抜本的」とまでは言えないものの、「大規模な」修正が施された。さらに、近年では、運用面で、より問題の深刻さが指摘されている州レベルの民事没収の改革が、多くの州で進められている。

2 アメリカ合衆国の没収制度の行く末

幾度にもわたる法整備を重ねて構築されたアメリカ合衆国の没収制度は、犯罪の果実や手段だけでなく、犯罪を促進する役割を果たした財産、さらには、犯罪収益や代替財産までも、その対象としている¹²⁹⁾。しかも、対物没収である民事没収制度は、財産所有者が不明であったり、国外にいたりしたとしても、適用可能である。また、民事没収だけでは、対象財産が、費消されていたり、裁判管轄内に存在していなかったりした場合は適用できないが、刑事没収制度も併用していることから、そうした場合には、有罪が確定した者から、代替財産を没収することによって、犯罪者から不法利得を剥奪することが可能となる。このように民事没収と刑事没収の利点を組み合わせることで、アメリカ合衆国の没収制度は、組織犯罪、薬物犯罪、さらにはテロ犯罪に対する欠かせない「武器」としての役割を果たすに至っている。今後は、強力な武器となった没収制度による不当な人権侵害を防ぐために、合衆国憲法との整合性がよりシビアな問題として、判例に現われることになろう。

他方で、州レベルで顕在化した民事没収の濫用は、各州での法整備を促しているが、捜査機関による人種差別など、より大きな構図で捉えるべき問題とも相俟って、なお、小さくない火種としてくすぶり続けている¹³⁰⁾。こうした問題への対応は、州によって異なることから、分断が続くアメリカ合衆国の現状を反映して、市民の財産権を保護するため、没収の積極的な運用に是正が図られる州と、是正に消極的な州に分かれている。もっとも、民事没

129) アメリカ合衆国における没収制度の対象財産の詳細については、川崎・前掲注3) 46-62頁参照。

130) See Sean Nicholson-Crotty et. al., Race, representation, and assets forfeiture, 24 INTL PUB. MGMT J. 47-66 (2021)

取そのものについて、民主党支持者からは、「市民の財産権の侵害」と言われ、共和党支持者（とくに、リバタリアン的な立場）からは、「個人の財産への国家の過度な介入」と言われ、どちらからも批判されているのも確かである。2000年以降、おおよそ688億ドルが連邦および州政府に没収され、その金額は、年を追うごとに増加しているとされる¹³¹⁾。それだけに、アメリカ合衆国の没収制度を正しく理解するためには、州レベルの没収制度の今後の展開からも目が離せない。

【付記】 本稿は、基盤研究（C）（一般）「没収制度の比較法的・理論的研究」（研究代表・慶応義塾大学法学部佐藤拓磨教授・課題番号20K01354）の研究成果の一部である。

131) LISA KNEPPER et. al., POLICING FOR PROFIT: THE ABUSE OF CIVIL ASSET FORFEITURE, 5 (2020).

【付録】 アメリカ合衆国の連邦および州レベルの主な没収規定 (抜粋)

【資料Ⅰ】 連邦の行政没収規定 (抜粋)

合衆国法典第19編第1607条 50万ドル以下、禁止薬物、輸送手段の差押え

(a) 差押えの告知

- (1) 差し押さえられた船舶、車両、航空機、商品、若しくは手荷物の価値が50万ドルを超えない、
- (2) 差し押さえられた商品が、輸入を禁止された商品である、
- (3) 差し押さえられた船舶、車両、若しくは航空機は、規制物質若しくはリストされた化学物質を輸入、輸出、輸送、若しくは保管するために使用された、又は
- (4) 差し押さえられた商品が、第31編第5312条(a)(3)の意味の範囲内の金銭的手段である場合、適切な税関職員は、そのような物品の差押え、並びに、それらを没収及び販売又はその他の方法で処分する意図を告知し、法に従って、少なくとも3週間連続で、財務長官が指示する方法で公表するものとする。差押えの書面による告知は、該当する手続に関する情報とともに、差し押さえられた物品に権益を有するとと思われる各当事者に送付されるものとする。

(b) 「規制物質」及び「リストされた化学物質」の定義

本条で用いられているとき、「規制物質」及び「リストされた化学物質」の文言は、合衆国法典第21編第802条でそれらの文言に付与された意味をもつ。

(c) 議会への報告

合衆国税関国境警備局長官は、各会計年度の2月1日までに、10万ドルを超える価値のある金銭的手段の、争われていない差押えの合計金額、又は、前会計年度末の時点で差押えから120日以内に本編第1613b条に基づいて関税没収基金に預けられていない収益について、議会に報告書を提出するものとする。

【資料Ⅱ】 連邦の対物 (民事・行政) 没収規定 (抜粋)

合衆国法典第18編第981条——民事没収

(a)

- (1) 以下の財産は、合衆国への没収の対象となる。
- (A) 本編第1956条、第1957条若しくは第1960条に違反する取引若しくは違反する取引の試みに関連したあらゆる不動産若しくは動産、又はそうした財産に遡及可能なあらゆる財産。
- (B) 犯罪が、
- (i) 原子力、化学、生物、若しくは放射能兵器技術の違法取引、又は（規制薬物法のために定義された文言としての）規制薬物の製造、輸入、販売若しくは頒布に関連するとき、又は、第1956条(c)項(7)(B)に規定されているその他の行為に関連するとき
- (ii) 外国の裁判管轄内で、死刑、又は1年を超える期間の拘禁刑により処罰されるとき、及び
- (iii) 当該犯罪を構成する行為、又は活動が合衆国の裁判管轄内で発生すれば、合衆国の法律により、1年を超える期間の拘禁刑によって処罰されるとき、外国に対する当該犯罪から直接若しくは間接に獲得されたあらゆる収益を構成し、その収益に由来し、若しくは、その収益に遡及可能な、合衆国の裁判管轄権内にある不動産若しくは動産、又は、そうした犯罪を促進するために用いられたあらゆる財産。
- (C) 本編第215条、第471条、第472条、第473条、第474条、第476条、第477条、第478条、第479条、第480条、第481条、第485条、第486条、第487条、第488条、第501条、第502条、第510条、第542条、第545条、第656条、第657条、第670条、第842条、第844条、第1005条、第1006条、第1007条、第1014条、第1028条、第1029条、第1030条、第1032条若しくは第1344条の違反、若しくは（本編第1956条(c)項(7)において定義されている）「特定の不法活動」、若しくは、そうした犯罪を実行するためのコンスピラシーに遡及可能な収益を構成する、又は、その収益に由来するあらゆる財産。
- (D)
- (i) 第666条(a)項(1)(連邦プログラム詐欺関連)、
- (ii) 第1001条（詐欺及び虚偽陳述関連）、
- (iii) 第1031条（合衆国に対する主要な詐欺関連）、
- (iv) 第1032条（被保険金融機関〔insured financial institution〕の財産管理者〔conservator〕又は財産保全管理人〔receiver〕からの資産の隠蔽関連）、
- (v) 第1341条（郵便詐欺関連）、又は

- (vi) 第1343条（通信詐欺関連）
の違反が、金融機関の財産管理者若しくは財産保全管理人、若しくは通貨監督官事務所によって指定されたその他の金融機関の財産管理者としての連邦預金保険公社、又は、金融機関の財産管理者、若しくは清算代理人（liquidating agent）としての全米信用組合管理機構によって獲得され、又は保持された資産の売却に関係するとき、そうした違反から、直接又は間接に獲得された総受領額に相当し、又は総受領額に遡及可能なあらゆる動産、又は不動産
- (E) 欺く計画や術策を遂行する、若しくは遂行を試みる目的で、又は虚偽又は詐欺的な陳述、計略、表現若しくは約束を用いて金銭又は財産を取得するために実行された(a)項(1)(D)に列挙された犯罪に関しては、そうした犯罪の総受領額には、直接、又は間接に獲得された動産、又は不動産、有形、又は無形のあらゆる財産が含まれるものとする。
- (F) 以下の違反行為から直接、又は間接に獲得された総収益に相当し、又は遡及可能なあらゆる動産、又は不動産
- (i) 第511条（自動車識別番号の変更又は削除）、
 - (ii) 第553条（盗難車の輸入又は輸出）、
 - (iii) 第2119条（自動車の武装強盗）、
 - (iv) 第2312条（州際通商における盗難車の輸送）、又は、
 - (v) 第2313条（州際通商において輸送された盗難車の所持又は販売）。
- (G) 以下の国外又は国内のすべての資産、すなわち、
- (i) 合衆国、市民、又は合衆国居住者、又は、それらの財産に対する（第2332b条(g)項(5)において定義されている）連邦テロ犯罪を計画又は従事した個人、法主体〔entity〕、又は組織のもので、かつ、国外、又は国内のすべての資産で、そうした法主体、又は組織に対する影響の源泉をあらゆる者に与えるもの、
 - (ii) （第2332b条(g)項(5)に定義されている）合衆国、市民、若しくは合衆国の居住者、又は、それらの財産に対するあらゆる連邦テロ犯罪の援助、計画、実施、又は隠蔽を意図し、又は目的としたあらゆる者により獲得され、又は保持された資産、
 - (iii) （第2332b条(g)項(5)に定義されている）合衆国、市民又は合衆国の居住者、又はそれらの財産に対するあらゆる連邦テロ犯罪に由来し、連邦テロ犯罪に関連し、連邦テロ犯罪を実行するために使用され、又は使用され

ることを意図された資産、又は、

- (iv) (1956年の国務省基本権限法第209条(合衆国法典第22編第4309条(b)項)に定義されている)あらゆる国際組織、又は外国政府に対する国際テロ行為の計画、又は犯行に従事したあらゆる個人、法主体、又は組織に関する資産

という没収を請求された財産が合衆国の国境を越えているとき、そうした計画、又は犯行を促進する行為が合衆国の裁判管轄内において行われていなければならない。

- (H) 本編第2339C条の違反若しくはその試みに関連し、又は当該違反に遡及可能な収益を構成し、又は違反に遡及可能な収益に由来するあらゆる動産又は不動産。
- (I) 2016年北朝鮮への制裁及び政策強化法第104条(a)項への違反若しくはその試みに関連し、又は同法同項に従って課された禁止に遡及可能な収益を構成し、又は禁止に遡及可能な収益に由来するあらゆる動産又は不動産。
- (2) (1)の適用上、「収益」とは以下のように定義される。
- (A) 違法商品、違法なサービス、不法活動、通信販売、及び医療詐欺行為に関連する事案においては、「収益」という文言は、没収の元となる犯罪の実行の結果として、直接又は間接に獲得された、あらゆる種類の財産、及び、それらに遡及可能なあらゆる財産を意味し、犯罪から得られた純利益、又は利益に限定されない。
- (B) 不法な方法で販売又は提供された合法な商品又は合法なサービスに関連する事案においては、「収益」という文言は、結果的に、没収につながった違法取引によって獲得された金銭の総額から、商品又はサービスを提供する際に発生した直接費用を減じたものを意味する。請求者は、直接費用の問題に関して立証の負担を課されるものとする。直接費用には、商品又はサービスを提供する法主体の諸経費、又は法主体によって支払われた所得税のあらゆる部分が含まれないものとする。
- (C) ローン又は信用供与の手続における詐欺に関連する事案においては、裁判所は、請求者に対し、被害者の金銭的な損害を除いて、ローンが返済され、又は債務が完済される限度において、没収から差し引くことを許容することができるものとする。

(b)

- (1) 第985条に規定されている場合を除き、(a)項に基づき合衆国に没収されるあらゆる財産が、司法長官によって差し押えられ、財務長官又は合衆国郵政公社によって調査される違反に関連する財産の場合、その財産は、それぞれ財務長官又は郵政公社によっても差し押さえられる。
- (2) 本条に基づく差し押えは、刑事手続に関する連邦規則の下で、捜査令状に対して規定されているのと同じ方法で獲得された令状に基づいて行われるものとする。ただし、次の場合には、差し押えは、令状なしに執行されることがある。
 - (A) 没収が合衆国連邦地方裁判所に請求され、裁判所が、特定の海事及び海商請求に関する補則 (Supplemental Rules for Certain Admiralty and Maritime Claims) に基づいて、対物の逮捕状を發布した場合、
 - (B) 財産が没収される可能性があると感じるに足る合理的な理由が存在し、かつ、
 - (i) 差し押えが、合法的逮捕又は捜索に基づいて行われているか、若しくは、
 - (ii) 修正第4条の令状主義に関する別の例外が適用された場合、又は、
 - (C) 財産が、州又は地方の法執行機関によって合法的に差し押さえられ、連邦政府機関に移管された場合。
- (3) 刑事手続に関する連邦規則の規則第41条(a)項の規定にかかわらず、差し押え令状は、第28編第1355条(b)項に基づき、財産に対する没収訴訟が提起されうるあらゆる地区の裁判所書記官により、本項に従って発行され、条約、又は、その他の国際協定に従い、財産が発見された地区で実施されるか、又は外国の中央当局に移管されることがある。本条に基づいて差し押えられた財産の返還の請求は、差し押え令状が発布された連邦地方裁判所、又は財産が差し押えられた地区の連邦地方裁判所に申し立てるものとする。
- (4)
 - (A) いかなる者であっても、本条又は規制薬物法に基づき、合衆国内において財産の没収の根拠となる犯罪に関連して、外国で逮捕され、また起訴されたとき、連邦民事訴訟規則の規則43条(e)項に規定された方法で実施された聴聞会において示された合理的な理由のために期間の延長が認められる場合を除いて、司法長官は、財産が存在する地区の連邦裁判官又は治安判事に、30日以内に没収の対象となる財産を差し止めるための一方的命令を求めることができる。
 - (B) 差し命令の申請書は、外国告訴の性質及び状況並びに逮捕され、又は起訴

された者が没収の対象となる財産を合衆国において有するとの確信の根拠を記載するものとし、本項に基づく財産の差押えの蓋然性の高い理由を裏付けるために、外国又はその他の場所から証拠を受け取るために必要な時間の間、財産の利用可能性を維持するための差止命令が必要であるという陳述を含むものとする。

- (c) 本条に基づいてはく奪又は押収 (detain) された財産は、動産占有回復訴訟で取り戻すことはできないものとするが、司法長官、財務長官又は郵政公社に保管されているとみなすものとし、必要に応じて、裁判所又は管轄権を有する当局の命令、及び法令だけに従うものとする。本項に基づき財産が差し押さえられたときは、常に、司法長官、財務長官、又は郵政公社は、必要に応じて、

- (1) その財産を秘密に保管にし、
- (2) その財産を、自らが指定した場所に移し、又は、
- (3) 行政サービス局に、財産を保管し、可能である限り、法律に従って処分するための適切な場所に移すことを求めることができる。

- (d) 本条の適用上、関税法違反に対する財産の差押え、略式及び司法没収、収容 (condemnation)、本条に基づく、そうした財産の処分、又は、そうした財産の売却による収益、そうした没収の免除又は軽減、及び請求の和解 (合衆国法典第19編第1602条以下) に関する関税法上の規定は、適用可能で、本条の規定と矛盾しない限り、本条に基づき課された、又は課されると申し立てられた差押え及び没収に適用することができるものとする。ただし、関税法に基づき財産の差押え、及び没収に関して税関職員、又は、その他の者に課されている義務は、本条に基づく財産の差押え、及び没収に関して、司法長官、財務長官又は郵政公社によりその目的のために権限を与えられ、又は指示を受けた職員、調査官 (agent)、又はその他の者によって、必要に応じて、履行されなければならないものとする。

司法長官は、司法没収手続に関連する財産に関する免除又は軽減の申立てを処理する独占的な責任を有するものとする。

- (e) 1986年の薬物乱用防止法第3条を除いた、他のいかなる法律の規定にかかわらず、司法長官、財務長官、又は郵政公社は、必要に応じて、本条に従って没収された財産を保持し、自らの決定した期間、及び条件で、

- (1) その他の連邦政府機関に、
- (2) 財産の差押え又は没収につながった何らかの活動に直接携わった州又は地方の法執行機関に

- (3) (a)項(1)(C)に定められた財産の場合、
- (A) 所有権主張者、又は債権者への支払いについて、当局に払い戻すため、及び
 - (B) 管財人による財産管理、又は清算の結果として、当局の保険基金が被った損失を基金に払い戻すため、連邦金融機関の規制当局に、
- (4) (a)項(1)(C)に定められた財産の場合、適切な連邦金融機関規制当局の命令により、後に州、又は連邦手続において損害の埋合せとして金融機関によって回収された金額と相殺されるようにするためにその財産の価値が移転される損害賠償として、当該金融機関に、
- (5) (a)項(1)(C)に定められた財産の場合、差押え、及び没収に関連した資金又は支出、及び、そうした財産の差押え、及び没収に直接つながる捜査への連邦金融機関の規制当局による貢献の範囲で、連邦金融機関規制当局に、
- (6) マネーロンダリング犯罪の事案においては、基礎となる特定の違法行為を構成するあらゆる犯罪を含む、原状回復として没収の元となる犯罪の被害者に、
- (7) (a)項(1)(D)において言及されている財産に関する事案においては、整理信託公社 (Resolution Trust Corporation)、連邦預金保険公社 (Federal Deposit Insurance Corporation)、又は (連邦預金保険法第8条(e)項(7)(D)に定義されている) その他の連邦金融機関規制機関に、そうした財産を移転する権限を有する。

必要に応じて、司法長官、財務長官、又は郵政公社は、そうした財産の差押え、又は没収につながった何らかの訴訟に直接関係しているそのような機関の一般的な貢献を反映するために、没収された財産に関するパラグラフ(2)に従い、適切な州又は地域の法執行機関への公平な移転を確保するものとする。パラグラフ(2)に従った司法長官、財務長官、又は郵政公社による決定は、審査の対象としてはならない。合衆国は、本条に従って、その管理が連邦以外の機関に移転された財産の使用から生じるいかなる訴訟についても責任を負わないものとする。司法長官、財務長官、又は郵政公社は、適切な州、又は地域の法令に基づく州、又は地方自治体による没収手続の制度を支持して、本条に基づく没収手続の中止を命じることができる。本条に基づく没収のための申立ての提起後、司法長官は州、又は地域の法令に基づく没収手続を選択し、当該申立ての棄却を求めることができる。没収手続が、州、又は地域の手続の方を選択し、合衆国によって中止されるときはいつでも、合衆国は、国又は地方職員による

適切な訴訟の開始と同時に、直ちに差し押さえられた財産の保管及び所有を適当な国、又は地方職員に移転することができる。没収手続が州、又は地域の手続の方を選択し、合衆国によって中止されたときはいつでも、中止、又は棄却を知らせるために、告知が、すべての利害関係者に送付されるものとする。合衆国は、差押え、差止め、及び差押えられた財産の州、又は地方職員に移転することから生じるいかなる訴訟についても責任を負わないものとする。合衆国は、パラグラフ(3)、(4)又は(5)に基づく移転から生じたいかなる訴訟についても責任を負わないものとする。

- (f) 本条(a)項に記された財産に関するあらゆる権利、権原 (title)、権益 (interest) は、本条に基づく没収の元となる行為の実行によって、合衆国に帰属するものとする。
- (g)
- (1) 民事のディスカバリーが関連する犯罪捜査又は関連する刑事事件の訴追を行う政府の対応能力に悪影響を与えると判断したときには、合衆国の申立てに基づき、裁判所は民事没収手続を停止するものとする。
 - (2) 請求者の申立てに基づき、裁判所は以下の事項を認める場合、民事没収手続を停止するものとする。
 - (A) 請求者が、関連する犯罪捜査又は刑事訴訟の対象であること、
 - (B) 請求者が、民事没収手続において請求を主張する立場にあること、及び、
 - (C) 没収手続の継続が、請求者にとって、関連する犯罪捜査又は刑事訴訟における自己負罪に対する請求者の権利に照らし負担となること。
 - (3) パラグラフ(1)及び(2)に記された民事ディスカバリーの影響に関して、裁判所は、ディスカバリーを制限する保護命令が、一方当事者の民事訴訟を継続する権限を不当に制限することなく、他方当事者の利益を保護するものと考えられるとき、停止が不要であると決定することができる。ただし、裁判所は、そのような保護命令の効果が、一方の当事者が実質的にディスカバリーを遂行できない間に、他方当事者が、それをできるようにすることである場合には、停止に代えて保護命令を課すことはできないものとする。
 - (4) 本項において、「関連する刑事訴訟」及び「関連する犯罪捜査」という文言は、停止の請求、又は、その後に停止の無効を求める申立てが行われる時点において現実に進行中の訴追又は捜査を意味する。裁判所は、刑事訴訟、又は犯罪捜査が、民事没収手続に「関連する」ものであるかどうかを判断するにあたり、

2つの手続に関連する両当事者の間、証人の間、事実の間、状況の間の類似性の程度を、1つ又は複数の要因に関する同一性を要求されることなく、考慮するものとする。

- (5) パラグラフ(1)に基づき停止を要求するとき、政府は、必要に応じて、継続中の犯罪捜査、又は係属中の刑事訴訟に悪影響を及ぼす可能性のある事項の情報公開を回避するために、一方的に証拠を提出することができる。
 - (6) 裁判所は、本項に従って民事没収手続が停止されるときは、常に、財産の価値を保持するため、又は停止中に抵当権者、又は、その他の利害関係者の権利を保護するために必要な命令を発するものとする。
 - (7) 請求者が、パラグラフ(2)に従い、停止を求める訴えの利益を有するという裁判所の決定は、本項にのみ適用されるものとし、政府が、任意の申立てにより、又は正式審理の時点で、請求者の訴えの利益に対して異議を唱えることを妨げるものではない。
- (h) 合衆国法典第28編第1395条、又は、その他の規定において定められている裁判地に加えて、本条に基づく財産の没収の基礎となる違反を犯した被告人の財産の場合、本条に基づく没収の手続は、そうした財産を所有する被告人がいる裁判管轄区に持ち込まれ、又は、刑事訴追が提起された裁判管轄区に持ち込まれることが認められる。
- (i)
- (1) 財産が、本章に基づき、民事又は刑事没収されたときは、いかなるときも、当該財産の差押え又は没収に直接、又は間接に関与した外国に対する、没収された動産又は没収された動産若しくは不動産の売却益の移転が、
 - (A) 国務長官の同意を得ており、
 - (B) 合衆国と外国との間の国際協定において認可されており、かつ、
 - (C) 適用可能であれば、1961年の外国援助法第481条(h)項に基づいて認定された国に対して行われれば、司法長官、又は財務長官は、必要に応じて、そうした移転をすることができる。

本パラグラフに従った司法長官、又は財務長官の決定は、再審理の対象とはならないものとする。外国は、本項に基づく財産又は財産の売却益の移転において、財産の差押え、保持、目録作成、保管、没収、及び処分において合衆国が負担したすべての費用、及び移転のためのすべての費用を負担するものとする。あらゆるそうした費用の支払い及び本パラグラフに従った資産の移転は、司法

長官又は財務長官が自らの裁量で定めた期間及び条件に従うものとする。

- (2) 本条の規定は、外国において実行された犯罪の証拠として要求される財産を含めて、外国において実行された犯罪に関連する財産を獲得するために、外国に援助を提供する合衆国の他の権限を制限又は代替するものとは解釈されないものとする。
- (3) 本条に基づく没収の対象であり、裁判管轄権を有する外国の裁判所により、本条 (a) 項 (1) (B) に記された種類の財産であると確定された財産に関する、そうした裁判所による没収の正式命令又は判決、及び、そうした没収の命令又は判決に関して外国の司法手続において録取された正式の記録又は証言の写しは、本条に従って提起された手続において証拠として認められるものとする。没収に関するそうした正式の命令、又は判決は、証拠として許容されたとき、没収に関するそうした命令、又は判決によって没収された財産が本条に基づく没収の対象となる相当の理由となり、本条に基づく当該財産の没収可能性の反証可能な推定を創出する。
- (4) 本条に基づく没収の元となる不法薬物関連活動に関する裁判管轄権を有する外国の裁判所による正式の命令又は有罪判決、及び、そうした命令又は有罪判決に関する外国の司法手続において録取された正式の記録、又は証言の写しは、本条に従って提出された手続において証拠として認められるものとする。有罪に関するそうした正式の命令、又は有罪判決は、証拠として許容されたとき、本条に基づく没収の元となる不法薬物に関連した活動が行われたという反証可能な推定を創出する。
- (5) 本項パラグラフ (3) 及び (4) の規定は、その他の点で許容される証拠の許容性を制限するものとしては解釈されず、他の場合は許容される証拠によって没収の対象であるという相当の理由を立証する合衆国の能力を制限しないものとする。
- (j) 本条の適用上、
- (1) 「司法長官」という文言は、司法長官、又は、その代理を意味し、かつ、
 - (2) 「財務長官」という文言は、財務長官、又は、その代理を意味する。
- (k) 銀行間口座－
- (1) 総則一
 - (A) 総則一本条、又は規制薬物法（合衆国法典第21編 801条以下）に基づく没収の適用上、資金が（本編第984条(c)項(2)(A)に定められた）外国の金融

機関の口座に預金され、かつ、(本編第984条(c)項(2)(A)に定められた)外国の金融機関が、合衆国において(第31編第5318条(j)項(1)に定められた)隠された(covered)金融機関を対象とする銀行間口座を有しているとき、その資金は、合衆国における銀行間口座に入金されたものとみなされ、資金に関するいかなる対物差止命令、差押令状、仮差押令状も、対象となる外国金融機関に対して発せられ、銀行間口座の資金も、(本編第984条(c)項(2)(A)に定められた)外国金融機関の口座に預金された資金の額まで差し止められ、差し押えられ、又は仮差し押えされることが許される。

(B) 中断する権限一

司法長官は、そうした資金の差止め、差押え、又は仮差押えから生じる責任に関して、(本編第984条(c)項(2)(A)に定められた)外国金融機関の所在する外国の裁判管轄の法律と合衆国の法律との間に抵触がある、及び、そうした中断又は終了が正義にかなない、合衆国の国益を損なうものではないと判断したとき、財務長官と協議して、本条に基づく没収を中断又は終了することができる。

(2) 政府が資金を追跡する必要性の欠如一

パラグラフ(1)に基づき差し止められ、差し押えられ、又は仮差し押えられた資金に対して没収訴訟が提起されたとき、政府は、その資金が、(本編984条(c)項(2)(A)に定められた)外国金融機関に預金された資金に直接的に遡及可能なことを立証する必要はなく、政府が第984条の適用に依拠する必要もないものとする。

(3) 資金の所有者によって提起された申立て一

パラグラフ(1)に基づいて差し止められ、差し押さえられ、又は仮差し押さえられた資金に対して没収訴訟が開始されたとき、(本編984条(c)項(2)(A)に定められた)外国金融機関の口座に預金された資金の所有者は、第983条に基づく申立てを提起することによって、没収に異議を申し立てることができる。

(4) 定義一

本条の適用上、以下の定義を適用するものとする。

(A) 銀行間口座一「銀行間口座」という文言は984条(c)項(2)(B)におけるのと同じ意味を有する。

(B) 所有者一

(i) 総則一(ii)に規定されている場合を除き、「所有者」という文言は一

- (I) 第983条(d)項(6)に定められた文言と同様、資金が(本編984条(c)項(2)(A)に定められた)外国金融機関に預金された時点で、そうした資金の所有者であった者をいい、
- (II) (本編984条(c)項(2)(A)に定められた)外国金融機関又は銀行間口座への資金の送金を仲介する金融機関は含まれない。
- (ii) 例外 — (本編984条(c)項(2)(A)に定められた)外国金融機関は、以下の場合にのみ、資金の「所有者」とみなされうる(かつ、他の者は、そうした資金の所有者としての資格を付与されない)。
 - (I) 没収訴訟の根拠が、(本編984条(c)項(2)(A)に定められた)外国金融機関による不正行為である場合、又は、
 - (II) (本編984条(c)項(2)(A)に定められた)外国金融機関が、証拠の優越によって、資金の差止め、差押え、若しくは仮差押えに先立って、(本編984条(c)項(2)(A)に定められた)外国金融機関が、前の所有者に対する債務の全部又は一部を弁済していたと立証した場合。
 この場合、(本編984条(c)項(2)(A)に定められた)外国金融機関は、そうした弁済した債務の範囲内で資金の所有者とみなされるものとする。

合衆国法典第18編第983条—民事没収手続の一般規則

(a) 告知・請求・不服申立て—

(1)

(A)

- (i) (ii)から(v)に規定されている場合を除き、政府が、利害関係者に書面による告知を要する、民事没収規定に基づく裁判によらない民事没収手続において、そうした告知は、差押えの日から60日を経過しない日数で、実行可能な限り速やかに適切な告知を達成することのできる方法で送付されるものとする。
- (ii) 60日の期間が満了する前に、政府が財産に対する民事司法没収訴訟を提起し、法で要求されているその訴訟に関する告知を行うときは、告知は必要とならない。
- (iii) 60日の期間が満了する前に、政府が民事司法没収訴訟を提起しないが、財産が没収の対象となる旨の主張を含む公訴を提起したとき、政府は、
 - (I) 60日以内に告知を送付し、本条に基づく司法によらない民事没収手続

を継続するか、又は、

- (II) 司法によらない民事没収手続を終了させ、適用可能な刑事没収規定に定められている、財産の保管を継続する権利を保持するために必要な措置を講じるものとする。
- (iv) 州又は地方の法執行機関によって、財産が差し押さえられ、連邦法に基づく没収のために、連邦の法執行機関に引き渡された事案において、告知は、州又は地方の法執行機関によって差し押さえられた日から90日を経過しない日数で送付されるものとする。
- (v) 当事者の身元又は権益が、差押え、又は引渡しの後まで確定されていないが、没収判決が出される前に確定されたとき、告知は、当事者の身元又は権益について政府が確定した後60日以内に、その利害関係者に送付されるものとする。
- (B) 差押え機関の本部事務所における監督官は、サブパラグラフ(D)の条件が存在すると判断するとき、サブパラグラフ(A)に基づく告知の送付期限を、(裁判所の許可なく、さらに延長することはできない) 30日を超えない範囲内で延長することができる。
- (C) 政府の申立てにより、裁判所は、サブパラグラフ(A)に基づく告知の送付期限を、60日を超えない範囲内で延長ことができ、その期限は、差押え機関の本部事務所における監督官の書面による証明に基づき、サブパラグラフ(D)の条件が存在すると判断するとき、必要に応じて、裁判所が、さらに60日間延長することができる。
- (D) 本パラグラフに基づく告知の送付期限は、以下のものを含めて、告知が有害な結果をもたらす可能性があると感じるに足る理由があるときに限り、延長することができる。
- (i) 個人の生命若しくは身体の安全の危殆化
 - (ii) 起訴からの逃走
 - (iii) 証拠の破壊若しくは改ざん
 - (iv) 潜在的な目撃者の脅迫、又は、
 - (v) その他の捜査への深刻な支障の恐れ、若しくは正式審理の不当な遅延
- (E) 本条に基づく司法によらない没収を行う各連邦差押え機関は、サブパラグラフ(B)に基づき期限の延長が認められた事案の件数を下院及び上院の司法委員会に定期的に報告するものとする。

- (F) 政府が、サブパラグラフ(A)に従った財産の差押えの告知を、財産が差し押さえられた者に送付せず、期限の延長が認められないとき、政府は、後に没収手続を開始する政府の権利を侵害することなく、その者に財産を返還するものとする。政府は、財産を差し押さえられた者が法的に所有することが許されない密輸品その他の財産について返還することを要求されないものとする。
- (2)
- (A) 民事没収規定に基づく司法によらない民事没収手続で差し押えられた財産の返還を求める者は、差押え後に当該部局に請求を申し立てることができる。
- (B) サブパラグラフ(A)に基づく請求は、対人的告知書 (personal notice letter) が受理されておらず、請求が、差押えの告知の最終的な発行日の後30日を経過しない日数で申し立てられなかった場合を除いて、告知書に設定された期限 (その期限は告知書発送後35日を超えない日数であってはならない) まで申し立てることができる。
- (C) 請求は、
- (i) 返還を求める具体的な財産を特定し、
 - (ii) 当該財産への請求者の利害関係を述べ、かつ、
 - (iii) 宣誓の下でなされ、偽証罪の対象となるものとする。
- (D) 請求は、特定の形態で行う必要はない。本条に基づく裁判によらない没収を行う各連邦機関は、要求に応じて請求書式を一般に入手できるようにするものとし、その書式は容易に理解できる言語で書かれるものとする。
- (E) 何人も、請求の対象となる財産に関して保証金を供託することなく、サブパラグラフ(A)に基づく請求を行うことができる。
- (3)
- (A) 不服申立てがなされた地区の地方裁判所が、正当な理由により、又は、当事者の合意に基づき、不服を申し立てる期限を延長した場合を除いて、請求が申し立てられてから90日を経過しない日数で、政府は、海事及び海商請求に関する補則 (Supplemental Rules for Certain Admiralty and Maritime Claims) に定められた方法で不服申立てを提起するか、又は、不服申立てについては未決定のまま財産を返却するものとする。
- (B) 政府が、
- (i) サブパラグラフ(A)に従い、没収に対する不服を申し立てず、若しくは、

財産を返却しないとき、又は、

(ii) 不服を申し立てる期限が切れる前に、

(I) その財産が没収の対象となるとの主張を含んだ公訴が提起されず、かつ、

(II) 適用可能な刑事没収規定に定められている財産の保管を継続する権利を保持するために必要な措置を講じなかったとき、

政府は、司法長官により公布された規則に従って速やかに財産を解除しなければならず、元となった犯罪に関連して、その財産の民事没収に影響を及ぼすさらなる訴訟を提起することはできない。

(C) 政府は、民事没収の不服申立ての代わりに、又はそれに加えて、正式起訴状に没収の申立てを含めることができる。刑事没収が、政府によって開始された唯一の没収手続であるとき、財産の継続的所有に関する政府の権利は、適用可能な刑法没収規定によって決定されるものとする。

(D) 政府が、財産の没収の可能性を立証するために不服を申し立てた時点で、十分な証拠を有していなかったことを理由に、申立てが斥けられることはない。

(4)

(A) 政府が適切な合衆国連邦地方裁判所に、財産の没収に関する不服申立てをするいかなる場合においても、差し押えられた財産に権益を有すると主張する者は、財産に関するそうした者の権益を主張する訴えが、政府の申立ての送付の日から30日を経過しない日数で、又は必要に応じて、申立てに関する通知の最終の発出日から30日を経過しない日数で提起することが許される場合を除いて、特定の海事及び海商請求に関する補則において定められた方法で、そうした訴えを、提起することができる。

(B) サブパラグラフ(A)に従って、差し押さえられた財産に権益を有すると主張する者は、訴えが提起された日の後20日を経過しない日数で、政府の没収の申立てへの回答を提出するものとする。

(b) 代理人—

(1)

(A) 民事没収規定に基づく裁判による民事没収手続において財産の没収に異議を唱える立場の者が、金銭的に弁護人による代理を受けることができないとき、及び、その者が、関連する刑事訴訟に関して、本編第3006A条に基づき

指名された弁護人によって代理されるとき、裁判所は、弁護人がその請求に関して、その者を代理することを認めることができる。

- (B) 裁判所は、サブパラグラフ(A)に基づき弁護人にその者を代理する権限を与えるか否かを決定する際に、以下の要素を考慮に入れるものとする。
- (i) 没収に異議を唱える立場の者、及び、
 - (ii) 請求が誠実に行われたように見えるか否か。

(2)

- (A) 民事没収規定に基づく裁判による民事没収手続において財産の没収に異議を唱える立場の者が、金銭的に弁護人による代理を受けることができないとき、及び没収の対象となる財産が、その者によって主たる居住地として使用されている不動産であるとき、裁判所は、その者の要請に応じて、その請求に関して法律補助機構 (Legal Services Corporation) の弁護士に代理させることを保証するものとする。

(B)

- (i) 法律補助機構は、サブパラグラフ(A)に基づく弁護中の適切な時期に、合理的な弁護士費用及び費用の計算書を裁判所に提出するものとする。
- (ii) 裁判所は、(i)に従って提出された合理的な弁護士費用及び費用について法律補助機構に支払うように判決を下し、事案の結果に関わらず、合衆国法典第28編第2465条に基づき支払うべきものとしてその判決を取り扱うものとする。

- (3) 裁判所は、本項に基づく代理人に報酬を設定するものとし、その報酬は、本編第3006A条に基づき裁判所が任命した代理人に支払われるものと同等のものとする。

- (c) 立証責任—あらゆる財産の民事没収についての民事没収規定に基づき提起された訴訟又は訴えにおいて、

- (1) 立証責任は、財産が没収の対象であることを証拠の優越によって立証する政府にある。
- (2) 政府は、没収に対する不服が申し立てられた後に収集された証拠を使用して、証拠の優越によってその財産が没収の対象になることを立証することができる。
- (3) 政府の没収の意見が、その財産が犯罪を実行するため、若しくは促進するために使用された、又は犯罪の実行に関連していたというものであるとき、政府は、財産と犯罪の実質的な関連性を立証するものとする。

(d) 善意の所有者の抗弁

- (1) 善意の所有者の財産権は、民事没収規定に基づき没収されないものとする。権利主張者は、証拠の優越により、権利主張者が善意の所有者であることを証明する責任を負うものとする。

(2)

- (A) 没収の元となる違法行為が行われた時点で存在する財産の権益に関して、「善意の所有者」という文言は、
- (i) 没収の元となった行為を知らず、又は、
 - (ii) 没収の元となった行為を知り、その状況下で、財産のそうした使用を終了させるために合理的に期待されるすべてを行った所有者を意味する。

(B)

- (i) 本パラグラフの適用上、その者が合理的に期待されるすべてを行ったことを示す方法は、そうした者が、法律で認められている範囲で、
 - (I) 適切な法執行機関に、その者が、没収の元となる行為が発生するか、発生したことを知った情報を適切な時期に告知し、かつ、
 - (II) 適時に、そうした行為に従事している者が、その財産を使用する許可を取り消すか、若しくは誠実に取消しを試みるか、又は、財産の違法な使用を阻止若しくは防止するために、法執行機関と協議して、合理的な措置を講じることである。
- (ii) 人は、本サブパラグラフによって、(その者の行為が没収の元となるものを除く) いかなる者に対しても、身体的な危険の対象となる可能性が高いと合理的に信じるに足る措置を講じることを要求されない。

(3)

- (A) 没収の元となった行為が行われた後に獲得された財産の権益に関して、「善意の所有者」という文言は、財産について権益を獲得した時点で、
- (i) 善意有償の買い手又は売り手（有償での商品又はサービスの買い手又は売り手を含む）である者、及び、
 - (ii) その財産が没収の対象となったと知らず、かつ、そのように信じる合理的な理由が存在しない者を意味する。
- (B) サブパラグラフ(A)に基づく、その他の点では有効な請求は、以下の場合、権利主張者が財産と引き換えに何ら価値のあるものを提供していないという理由で否定されないものとする。

- (i) 当該財産が、権利主張者の主たる居住地である場合、
- (ii) 権利主張者の財産を剥奪することが、コミュニティにおいて、請求者とその請求者と同居するすべての扶養家族の適切な住居を維持するための手段を請求者から奪うことになる場合、
- (iii) その財産は、犯罪の収益ではなく、かつ、犯罪の収益に遡及可能でない場合、及び、
- (iv) 権利主張者が、結婚、離婚若しくは法的別居によって財産への権益を獲得したか、又は、その死亡が、相続又は検認済みの遺言書によって請求者への財産の移転という結果をもたらす者の配偶者若しくは法的扶養家族である場合。

ただし、裁判所は、本サブパラグラフに基づき認められた善意の所有者であることについての不動産の権益の価値を、コミュニティにおいて、そうした権利主張者及びその権利主張者と同居するすべての扶養家族の適切な住居を維持するために必要なものに制限するものとする。

- (4) 本項の規定にかかわらず、何人も、密輸品又は所有が違法な財産については、本項に基づく所有者の権益を主張することができない。
- (5) 裁判所が、本条に従い、善意の所有者が、その他の点では没収の対象である財産について部分的な権益、又は、そうした財産に合有不動産権若しくは夫婦全部保有不動産権を有すると判断したとき、裁判所は、以下の適切な命令を発することができる。
 - (A) 財産の分割、
 - (B) ひとたび、没収に関する最終的な命令が発せられ、財産が流動資産に変えられたときに、政府が所有権の範囲内で善意の所有者を補償するという規定による財産の政府への移転、又は、
 - (C) 善意の所有者が、没収可能な財産の権益の範囲内で、政府の先取特権の対象となる財産を保持する許可。
- (6) 本項において、「所有者」という文言は—
 - (A) 賃借権、先取特権、抵当権、約定担保権、又は所有者の権益の有効な割当を含む、没収されようとしている特定の財産に対する所有者の権益を有する者を意味し、かつ、
 - (B) 以下のものを含まない。
 - (i) 他人の動産若しくは不動産に、単に、一般的な無担保の権益しかもたず、

若しくは、それらに対して請求を行っているにすぎない者、

(ii) 寄託者が特定され、受託者が、差し押さえられた財産に正当性が偽られた権益を示している場合を除いた受託者、又は

(iii) 財産の支配権 (dominion) 又は管理権 (control) を行使しない受取り名義人。

(e) 没収取消しの申立て—

(1) 民事没収規定に基づく裁判によらない民事没収手続において書面による告知を受ける権利を有する者は、何人も、そうした告知を受けていないとき、その者の当該財産における権益に関する没収の宣告を取り消すように申し立てを行うことができ、そうした申立ては、以下の場合、認められるものとする。

(A) 政府が、申立当事者の権益を知っていた、又は合理的に知っていたはずであり、そうした当事者に告知を行うための合理的な措置をとることを怠っていた場合、及び、

(B) 申立て当事者が、適時の請求を申し立てるのに必要な時間の内に、差押えを知らなかったか、又は知らなかったことに理由がある場合。

(2)

(A) 出訴期限に関するあらゆる適用可能な法令の満了にかかわらず、裁判所が、パラグラフ(1)に基づく申立てを認める場合、裁判所は、申立当事者の権益に関するその後の没収手続を開始する政府の権利を損なうことなく、申立当事者の権益に関する没収の宣告を取り消すものとする。

(B) サブパラグラフ(A)に記されたあらゆる手続は、

(i) 裁判によらない場合は、申立てを認める命令の発出から60日以内、又は

(ii) 裁判による場合は、申立てを認める命令を発出してから6月以内に、開始されるものとする。

(3) パラグラフ(1)に基づく申立ては、当該財産の差押えの通知の最終発出日の後、5年を経過しない日数であれば提起できる。

(4) パラグラフ(1)に基づく申立てが認められた時点で、没収された財産が法に従って政府によって処分されていた場合、政府は、財産が処分された時点での財産に関する申立当事者の権益の価値と等しい代替の金額での手続を開始することができる。

(5) 本項に基づき提起された申立ては、民事没収規定に基づく没収の宣告の取消しを求める唯一の救済手段となるものとする。

(f) 差し押えられた財産の解除—

- (1) (a)項に基づく権利主張者は、以下の場合、差し押えられた財産を直ちに解除する権利がある。
 - (A) 権利主張者が、財産に現実に占有しうる権益を有する場合、
 - (B) 権利主張者が、正式審理の時点で、その財産が利用可能であるという保証を提供するのに十分なだけのコミュニティとの結びつきを有する場合、
 - (C) 没収手続の最終的な措置決定前の政府による継続的所有が、ビジネスの働きを妨げ、個人の就労を妨げ、または、個人が住居を失うのを放置するなど、権利主張者に多大な困難をもたらす場合、
 - (D) 差し押さえられた財産の政府による継続的所有による権利主張者の困難が、手続の係属中に申立人に返還されたときに、財産が破壊され、毀損され、紛失され、隠蔽され、又は、移転されるリスクを上回る場合、及び、
 - (E) パラグラフ(8)において明示された条件のいずれも当てはまらない場合。
- (2) 本項に基づく財産の解除を求める権利主張者は、適切な公務員に財産の所有を依頼しなければならず、その依頼は、パラグラフ(1)の要件が満たされている根拠を明らかにしなければならない。
- (3)
 - (A) パラグラフ(2)に基づく請求日から15日を経過しない日数で財産が解除されなかった場合、権利主張者は、請求が申し立てられた地方裁判所、又は、請求が申し立てられなかったとしても、差押え令状が発布された連邦地方裁判所若しくは当該財産が差し押さえられた地区の連邦地方裁判所に申立てをすることができる。
 - (B) サブパラグラフ(A)に定められた申立ては、
 - (i) パラグラフ(1)の条件が充足される根拠、及び、
 - (ii) 権利主張者が適切な公務員から財産の解除を取り付けるために講じた措置を明示するものとする。
- (4) 政府が権利主張者の請求が法律上価値のないものと立証した場合、裁判所は、申立てを却下するものとする。その他の理由で本項に基づく申立てに対応する場合、政府は、進行中の刑事捜査又は係属中の刑事裁判に悪影響を及ぼす可能性のある事項の開示を避けるために、適切な場合には、一方的に証拠を提出することができる。
- (5) 裁判所は、当事者の同意又は正当な理由に基づく裁判所の判断により期限が

延長されない限り、申立日から30日を経過しない日数で、パラグラフ(3)に基づき行われた申立てについて、決定を下すものとする。

(6)

- (A) パラグラフ(3)に基づいて申立てが行われ、かつ、
- (B) 権利主張者が、パラグラフ(1)の要件が満たされていることを証明したとき、
地方裁判所は、財産の没収を維持するために政府が手続を完了するまで、
その財産が権利主張者に返還されるように命じるものとする。

(7) 裁判所がパラグラフ(3)に基づき、申立てを認めるとき—

- (A) 裁判所は、没収の措置が延期された間に、財産の価値が維持されるようにするために必要な、以下の事項を含む命令を発することができる。

- (i) 財産の点検、撮影、及び目録作成を許可すること
- (ii) 特定の海事及び海商請求に関する補則の規則 E(5)に従い、保証金を確定すること、並びに、
- (iii) 申立人に対象財産に関する保険を取得又は維持するように要求すること。

- (B) 政府は、財産が他人に移転されないようにするために、財産に約定担保権を設定するか、又は訴訟継続中の抗弁を提起することができる。

(8) 本項は、差し押えられた財産が、

- (A) 密輸品、通貨その他の支払手段、又は電子資金 (electronic funds) であり、
そうした通貨その他の支払手段又は電子資金が、差し押さえられた正当なビジネスの資産を構成しないとき、
- (B) 法律の違反の証拠として使用されるとき、
- (C) 設計又はその他の特性のために、特に違法行為での使用に適しているとき、
又は、
- (D) 申立人に返還された場合、さらなる犯罪行為を実行するために使用される
可能性が高いとき、適用されないものとする。

(g) 比例原則—

- (1) (a)項(4)に基づく申立人は、没収が憲法上、過度であるかどうかを決定するために、裁判所に請願することができる。
- (2) この決定を下す際、裁判所は、没収と没収の元となる犯罪の重さを比較するものとする。
- (3) 申立人は、陪審員のいない裁判所で行われた聴聞会において、証拠の優越により、没収が著しく不均衡であることを証明する責任を負うものとする。

- (4) 裁判所は、没収が犯罪と大きく均衡を欠いていると判断した場合、憲法修正第8条の過度の罰金刑条項に違反することを避けるために、必要に応じて没収を減らすか、又は取り消すものとする。
- (h) 民事罰金—
- (1) 裁判所は、政府が主張する民事没収規定に基づくあらゆる民事没収手続において、権利主張者の財産の権益に関する主張が、法律上価値がないと判断した場合、裁判所は、権利主張者に、没収された財産の価値の10%に相当する額の民事罰金を課すことができる。ただし、罰金額は、いかなる場合も、250ドル以上5,000ドル以下とする。
- (2) 本項に基づき課された民事罰金は、裁判所が、連邦民事訴訟規則の規則11に基づく制裁を課すことを妨げるものではない。
- (3) 合衆国法典第28編第1915条の制限に加えて、いかなる状況においても、受刑者が、3回以上前の機会に、施設に拘禁又は留置されている間に、合衆国の裁判所に訴訟を提起し、又は上訴を行い、法的価値がない、又は悪意であることを根拠に斥けられた場合、特別な例外的な事情を示さない限り、受刑者は、民事没収規定に基づき請求を提起し、又は民事訴訟若しくは民事没収規定に基づく手続における判決に上訴することはできないものとする。
- (i) 定義された民事没収規定—本条において、「民事没収規定」という文言は—
- (1) 有罪判決に基づいて科せられた刑罰以外の財産の没収を規定するあらゆる連邦法の規定を意味し、かつ、
- (2) 以下のものは含まない。
- (A) 1930年の関税法、若しくは、第19編に収められたその他の法律の規定、
- (B) 1986年の内国歳入法
- (C) 連邦食品、薬品及び化粧品法（合衆国法典第21編301条以下）
- (D) 敵国との取引禁止法（合衆国法典第50編第4301条以下）、国際緊急経済権限法（合衆国法典第50編第1701条以下）、若しくは2016年北朝鮮制裁措置法、又は
- (E) 1917年6月15日の法律第6編第1条（40 Stat.233、合衆国法典第22編第401条）。
- (j) 拘束命令、保護命令—
- (1) 裁判所は、
- (A) 命令の対象である財産が民事没収の対象であると主張する民事没収を申し

立てる際に、又は、

(B) そのような不服の申立てに先立って、財産に対して権益を有すると主張する者への通知及び聴聞の機会の後に、裁判所が、

(i) 合衆国が没収に関する争点で勝訴し、命令を発せられないと、財産が損壊され、裁判所の管轄から移転され、又は、その他の理由で没収が不可能になる実質的な可能性があり、かつ、

(ii) 求めのあった命令を発することにより財産の利用可能性を維持する必要性が、命令が発せられる相手方の不利益を上回ると判断するとき、

合衆国の申立てに基づき、一方的緊急差止命令若しくは差止命令を発し、十分な履行保証の実施を要求し、倒産管財制を創設し、財産管理者、財産保管者、不動産鑑定士、会計士若しくは、受託者を任命し、又は、民事没収の対象となる財産の利用可能性を差し押さえ、確保し、維持し、若しくは保持するための措置をとることができる。

(2) 正当な理由により裁判所によって延長されない限り、又は、パラグラフ

(1)(A)に定められた不服が申し立てられたのでない限り、パラグラフ(1)(B)に従い発せられた命令は、90日を超えない範囲で効果を有するものとする。

(3) 財産に関する不服が申し立てられていない場合に、合衆国が、命令の対象である財産が、民事没収の対象であると信じる相当な理由が存在し、かつ、告知の規定が、没収のための財産の入手可能性を危険にさらすと示したときは、項に基づく一時的差止命令が、合衆国の請求に基づき、告知又は聴聞の機会なしに発出される。そのような一時的命令は、明示された相当な理由により延長されない限り、又は命令が発せられた相手方の当事者がより長時間の延長に同意しない限り、命令が発出された日から14日のみ効力を有するものとする。本パラグラフに基づき発せられた命令に関して請求された聴聞会は、できるだけ早く、一時的な命令の満了前に開催されるものとする。

(4) 裁判所は、本項に従って開催される聴聞会において、連邦証拠規則の下で認められない証拠及び情報を受領し、検討することができる。

合衆国法典第18編第984条—代替可能な財産の民事没収

(a)

(1) 対象財産が現金、無記名式の支払手段、(本編第20条に定義された)金融機関の口座に預金された資金、又は貴金属である対物没収手続において、

- (A) 没収の元となる犯罪と関連する具体的な財産を政府が特定する必要はないものとし、かつ、
 - (B) そうした犯罪に関連する財産が、移転され、同一性を有する財産によって取って代わられていることを抗弁とはしないものとする。
- (2) (b)項に規定されている場合を除き、没収の根拠となる犯罪に関連する財産と同じ場所又は口座にある同一の財産は、本条に基づく没収の対象となるものとする。
- (b) 没収の元となる犯罪に直接遡及できない財産を没収するための本条に基づく訴訟は、犯罪の日から1年を超えて開始することはできない。
- (c)
- (1) (a)項は、口座所有者が故意に没収の元となる犯罪に従事していない限り、金融機関が銀行間口座において保有する資金に対する訴訟には適用されない。
 - (2) 本項において、
 - (A) 「金融機関」という文言には、(1978年国際銀行法第1条(b)項(7)(合衆国法典第12編3101条(b)項(7)に定義されている)外国銀行を含み、
 - (B) 「銀行間口座」という文言は、主に顧客取引を促進するために、ある金融機関が他の金融機関に保有する口座を意味する。
- (d) 本条のいかなる規定も、没収の元となる犯罪に関連する財産、又は、それらに遡及可能な財産が没収可能な場合、法の規定に基づき財産を没収する政府の権限を制限するものと解釈することはできない。

合衆国法典第18編第985条—不動産の民事没収

- (a) 法律のその他の規定にかかわらず、あらゆる不動産及び不動産における権益の民事没収は、裁判による没収として手続を行うものとする。
- (b)
- (1) 本条に定める場合を除き、
 - (A) 民事没収訴訟の対象である不動産は、没収命令の発布前に差し押さえられてはならず、かつ、
 - (B) 不動産の所有者又は占有者は、係争中の没収訴訟の対象である不動産から追い出され、又は、他の方法でその使用及び権利の行使を拒まれないものとする。
 - (2) 係争中の訴訟並びに財産の検査及び目録の作成のための令状の執行に関する

申立ては、本項に基づく差押えとはみなされない。

(c)

- (1) 政府は、次のようにして、不動産に対する民事没収訴訟を提起するものとする。
 - (A) 没収の申立てをし、
 - (B) 財産に関する申立てについて公示し、かつ、
 - (C) 申立ての写しとともに、財産の所有者に告知を送達する。
- (2) 財産の所有者が、
 - (A) 逃亡者である、
 - (B) 合衆国外に居住し、連邦民事訴訟規則の規則4に従った送達が利用できない、又は、
 - (C) 適正な手続を尽くしたにもかかわらず見つからなかったために、パラグラフ(1)の規定に基づく告知を受け取ることができないとき、その財産の所在する国の法律に従って、みなし送達を行うことができる。
- (3) 本項に従って不動産が公示された場合、裁判所は、対物の差止令状を発行し、又は、その他の訴訟を提起して、その財産に関する対物管轄を確保する必要はないものとする。

(d)

- (1) 次の場合、没収に関する命令の発布前に、不動産を差し押さえることができる。
 - (A) 政府が、正式審理前に財産を差し押さえる予定であることを裁判所に告知した場合、及び
 - (B) 裁判所が—
 - (i) 令状の申請の告示を発行し、その通知を所有者に送達し、その財産に掲示し、所有者が聴聞を受ける有意な機会を有する聴聞会を実施する場合、又は
 - (ii) 没収の相当の理由があり、政府が予告及び財産の所有者に対する聴聞の機会なしに財産を差し押さえることを許すような急迫した事情があると、一方的に判断する場合。
- (2) パラグラフ(1)(B)(ii)の適用上、急迫した事情を立証するために、政府は、係争中の訴訟、差止命令、又は債券のようなより制限の少ない方法が、不動産の売却、損壊、又は違法な使用の継続を防止する政府の利益を保護するのに十

分ではないことを示すものとする。

- (e) 裁判所が、(d)条(1)項(B)(ii)に基づいて不動産の差押えを認める場合、差押え後、即時審問を行い、その間に、不動産所有者は、その理由に異議を申し立てる機会を有するものとする。
- (f) 本条は、
- (1) 不動産の没収及び不動産に関する権益にのみ適用し、
 - (2) そのような財産又は権益の売却の収益、若しくは、そのような財産又は権益を獲得するために使用されることが意図された金銭又はその他の資産の没収には適用されず、かつ、
 - (3) 不動産に関する差止命令を発出する裁判所の権限に影響を及ぼさない。

合衆国法典第21編第881条——没収

(a) 対象財産

次のものはアメリカ合衆国への没収の対象となり、それらには財産権は存在しないものとする。

- (1) 本節に違反して、製造、流通、分配、又は取得されたすべての規制物質、
- (2) 本節に違反して、規制物質又はリストに記された化学物質の製造、調合、加工、頒布、輸入、または輸出に使用又は使用することを意図したあらゆる種類の原材料、製品及び装置、
- (3) パラグラフ(1)、(2)又は(9)に記載の財産の容器として使用又は使用することを意図したあらゆる財産、
- (4) パラグラフ(1)、(2)又は(9)に記載されている財産の輸送、販売、受領、所持、又は隠蔽を促進するために使用され、又は使用を意図される航空機、車両、又は船舶を含むすべての輸送手段、
- (5) 本節に違反して使用され、又は使用を意図されている処方箋、マイクロフィルム、テープ、およびデータを含むすべての帳簿、記録、及び研究、
- (6) 本節に違反して規制物質又はリストに列挙された化学物質と引き換えに提供され、又は提供を意図されているあらゆる金銭、流通証券、有価証券、又はその他の価値のあるもの、又は、本節のあらゆる違反を促進するために使用され、又は使用を意図される金銭、流通証券、及び有価証券、
- (7) 1年以上の拘禁刑によって処罰可能な本節違反の実行、又は実行を促進するために、何らかの方法又は役割で使用され、又は使用を意図されている、区画

又は区域の土地全体についての権利、権原、及び権益（借地権を含む）を含む、あらゆる不動産、

- (8) 本節に違反して所有していたあらゆる規制物質、
 - (9) 本節又は第Ⅱ節に違反して輸入され、輸出され、製造され、所持され、流通され、分配され、取得され、又は流通、分配、取得、輸入又は輸出を意図された、リストに列挙されたすべての化学物質、すべての薬品製造装置、すべての錠剤成形装置、すべてのカプセル封入装置、及びすべてのゼラチン・カプセル、
 - (10) (本編第863条に定義されている) あらゆる麻薬関連製品。
 - (11) パラグラフ(1)又は(2)に記載された財産及びそうした財産に遡及可能なあらゆる収益の輸送、販売、受領、所持、又は隠蔽を促進するために使用され、又は使用を意図された(本編第921条に定義されている)銃器。
- (b) 差押え手続

本条に基づく合衆国への没収の対象となるあらゆる財産は、第18編第981条(b)に規定されている方法で、司法長官によって差し押さえられる。

(c) 司法長官の保管

本条に基づき取得又は留置された財産は、回復不能ではないが、裁判所又はその管轄権を有する職員の命令及び命令に従うことを条件として、司法長官の保管の下にあるとみなされるものとする。財産が本節のいずれかの規定に基づいて差し押さえられるときは、いかなるときも、司法長官は—

- (1) 物件を封印し、
 - (2) 指定した場所に財産を移し、又は、
 - (3) 一般調達局が、財産を保管し、実行可能であれば、法に従って適切な場所に移置することを要求しうる。
- (d) 適用されるその他の法律及び手続

差押、略式及び裁判手続による没収に関する法の規定、並びに関税法違反のための財産の公用収用、そうした財産又はその売却による収益の処分、そうした没収の免除又は軽減、及び、申立てに関する和解は、適用可能な限りにおいて、本節のいずれかの規定に基づいて発生した、又は発生したと主張される差押え及び没収に適用されるものとし、かつ、その規定と矛盾しないものとする。ただし、関税法に基づく財産の差押え及び没収に関して税関職員又はその他の者に課されるような義務は、本節に基づく差押え及び没収に関して、そうした職員、代理人、又は、そのような義務が税関職員によって履行された差押え及び没収から生じる

場合を除き、司法長官によってその目的のために許可又は指定されたその他の者によって行われるものとする。

(e) 没収財産の処分

(1) 本節に基づく財産が、民事上又は刑事上没収されるときは、いかなるときも、司法長官は—

(A) 公的使用のために財産を保持するか、又は、第19編第1616a条に基づく移転に関して規定された方法で、財産を任意の連邦機関、又は財産の差押え若しくは没収に直接参加した州又は地方の法執行機関に移転し、

(B) パラグラフ(4)に規定されている場合を除き、公売又はその他の商業的に実現可能な手段によって、法律で破棄することを要求されず、公衆に有害ではない没収財産を売却し、

(C) 共通役務庁が、財産を管理し、法律に従って処分するように要求する。

(D) 処分のために麻薬及び危険薬品局に送付し（司法長官に関する規則に基づく連邦又は州の機関への医学的又は科学的使用のための配達を含む）、又は、

(E) 没収された私有財産又は没収された私有財産若しくは不動産の売却代金の、財産の差押え、または没収に直接又は間接的に参加した外国への移転が—

(i) 国務長官によって合意されているとき、

(ii) 米国と外国との間の国際協定において承認されているとき、及び、

(iii) 該当する場合は、第22編第2291j条(b)項に基づいて認証された国に対して行われるとき、そうした移転を行いうる。

(2)

(A) パラグラフ(1)のサブパラグラフ(B)に基づくあらゆる売却からの収益及び本節に基づいて没収された金銭は、以下の支払いに使用されるものとする。

(i) 差押えの費用、没収及び売却、保管の維持、広告、及び裁判費用を含む、没収及び売却に関する手続のすべての財産費用、及び、

(ii) 連邦麻薬取締法の執行機関を殺害又は誘拐した者の逮捕及び有罪判決につながる最初の情報を提供した者に対する10万ドルまでの報奨。

(iii)に規定されているような連邦薬物取締法執行機関の殺害又は誘拐に関する情報に対して支払われた、いかなる報奨も司法長官の裁量で支払われるものとする。

(B) 司法長官は、郵政公社が行った没収に関して、郵政公社が、第39編第2003

条(b)項(7)に基づき、そうした金銭及び収益を、郵便局基金に預金するものとする場合を除いて、第28編第524条(c)項に従って、合衆国財務省に、その金額及びサブパラグラフ(A)に規定されている費用の支払い後に残っている金銭及び収益の合計を転送するものとする。

(3) 司法長官は、パラグラフ(1)(A)に基づき、州又は地方の法執行機関に移転されるあらゆる財産が、

(A) 没収に至った法執行の取組みへの州又は地方の機関の直接的な関与の程度、没収されたすべての財産の合計金額への考慮及び没収の元となる法令違反についての法執行の全体的な取組みとの合理的な関係を生み出す価値を有すること、及び、

(B) 受領する州又は地方の機関と連邦法執行機関との間のさらなる協力を促進するのに役立つことを保証するものとする。

(4)

(A) サブパラグラフ(B)に記されている不動産に関して、関係する州の最高執行責任者が、司法長官にそのようなサブパラグラフの目的の要求を提示した場合、そうしたサブパラグラフにおいて設定された権限は、パラグラフ(1)(B)において設定された権限を代替する。

(B) パラグラフ(1)(B)に記されている財産が、本サブパラグラフに基づき民事又は刑事上没収された場合であって、その財産がレクリエーション的又は歴史的目的のため、又は、自然環境の保護のために、確保された公共区域としての使用に適した不動産である場合、司法長官は、財産が所在する州の最高経営責任者の要請に応じて、

(i) そのような用途が本財産の主たる用途となり、かつ、

(ii) その財産がそれ以外に使用された場合、その財産の所有権は合衆国に帰属すると規定する法的文書を通じて、無償又は少額の請求により財産の権原を州に移転することができる。

(f) 別表 I 及び II の物質の没収及び破棄

(1) 本節の規定に違反して所持、移転、販売、又は販売の申し出をされている別表 I 又は II のすべての規制物質、本条(a)項(2)に基づく没収の危険性のある、有毒な、又は危険な原材料又は製品、(a)項(2)又は(3)に基づく没収の対象となる原材料又は製品から安全に分離できない機器又は容器は、禁制品とみなされ、差し押さえられて合衆国に没収されるものとする。同様に、差し押さえら

れ、又は、合衆国に占有されている、所有者が不明な別表Ⅰ又はⅡのすべての物質は禁制品と見なされ、一時的にアメリカ合衆国に没収されるものとする。

(2) 司法長官は、本節の違反で差し押さえられた別表Ⅰ又はⅡのすべての管理物質、本条の(a)項(2)に基づく没収の対象である、有毒な、又は危険な原材料又は製品、司法長官が必要と判断するような状況の下で、原材料又は製品から安全に分離できない、(a)項(2)又は(3)に基づく没収の対象となる機器又は容器の破棄を指示しうる。

(g) 植物

(1) 本節に違反して植え付け、若しくは、栽培され、又は、所有者若しくは栽培者が分からない、または、野生の生長である、別表Ⅰ及びⅡの管理物質が生成される可能性のあるすべての植物種は、差し押さえられ、かつ、一時的に合衆国に没収されうる。

(2) 司法長官、又はその正当な承認された機関の要求により、そうした種の植物が生育又は貯蔵されている居住地又は土地若しくは敷地を占有し、又は、管理する者が、自らが適切な所有者であるという適切な登録又は証明の作成を怠っていたとき、差し押え及び没収の権限を構成するものとする。

(3) 司法長官又はその正式に承認された機関は、捜索令状に従って、いかなる土地への立入り、または住居への立入り、そうした植物の伐採、収穫、運搬、又は破棄を行う権限を有するものとする。

(h) 合衆国における権原の確定

(a)項に記されている財産に対するすべての権利、権原及び権益は、本条に基づく没収の元となる行為の実行に基づいて合衆国において確定するものとする。

(i) 民事没収手続の停止

民事没収手続の停止に関する第18編第981条(g)項の規定は、本条に基づく没収にも適用されるものとする。

(j) 裁判地

第28編第1395条又はその他の法の規定に定められている裁判地に加えて、本条に基づく財産の没収の元となる違反を起訴された被告人の財産の場合、本条に基づく没収の手続は、そのような財産を所有する被告人が見つかった裁判地区、又は刑事訴追が提起された裁判地区に持ち込みうる。

(1) 職務遂行に関する司法長官と郵政公社の間の合意

本条に基づく司法長官の職務は、司法長官と郵政公社の間で締結されうる契約に

従って、郵政公社によって遂行されるものとする。

【資料Ⅲ】 連邦の刑事没収規定（抜粋）

合衆国法典第18編第982条—刑事没収

(a)

(1) 本編第1956条、1957条、又は第1960条違反の犯罪で有罪を言い渡された者に刑を科すとき、裁判所は、その者が、そうした犯罪に関連するあらゆる動産若しくは不動産、又は、そうした財産に遡及可能なあらゆる財産を合衆国に没収されることを命じるものとする。

(2) 裁判所は、

(A) 金融機関に影響を与える、本編第215条、第665条、第657条、第1005条、第1006条、第1007条、第1014条、第1341条、第1343条、若しくは第1344条、又は、

(B) 本編第471条、第472条、第473条、第474条、第476条、第477条、第478条、第479条、第480条、第481条、第485条、第486条、第487条、第488条、第501条、第502条、第510条、第542条、第545条、第555条、第842条、第844条、第1028条、第1029、若しくは第1030条の違反又は違反のコンスピラシーで有罪を言い渡された者に刑を科すとき、その者が、そうした違反の結果として、直接又は間接に獲得した収益を構成する、又は、収益に由来するあらゆる財産を、合衆国に没収されることを命じるものとする。

(3) 裁判所は、

(A) 第666条(a)項(1)(連邦プログラム詐欺関連)

(B) 第1001条（詐欺及び虚偽陳述関連）

(C) 第1031条（合衆国に対する主要な詐欺関連）

(D) 第1032条（被保険金融機関の財産管理者、財産保全管理人、又は清算代理人からの資産の隠蔽関連）

(E) 第1341条（郵便詐欺関連）又は

(F) 第1343条（通信詐欺関連）

に基づく犯罪で有罪を言い渡された者に刑を科すとき、金融機関の財産管理者若しくは財産保全管理人、若しくは通貨監督官事務所によって指定されたその他の金融機関の財産管理者としての連邦預金保険公社、又は、金融機関の財産

管理者若しくは清算代理人としての全米信用組合管理機構によって獲得され、又は保持された資産の売却に関連して、そうした違反の結果として、直接又は間接に獲得された総受領額に相当する、又は総受領額に遡及可能なあらゆる動産又は不動産の没収をその者に命じるものとする。

(4) 欺く計画や術策を遂行する、若しくは遂行を試みる目的で、又は虚偽又は詐欺的な陳述、計略、表現若しくは約束を用いて金銭又は財産を獲得するために実行された(a)項(3)に列挙された犯罪に関しては、そうした犯罪の総受領額には、当該犯罪の結果として直接又は間接に獲得された動産又は不動産、有形又は無形のあらゆる財産が含まれるものとする。

(5) 裁判所は、

(A) 第511条（自動車識別番号の改変又は消去）

(B) 第553条（盗難自動車の輸入又は輸出）

(C) 第2119条（自動車の武装強盗）

(D) 第2312条（州際通商における盗難自動車の輸送）又は

(E) 第2313条（州際通商で移動された盗難自動車の所持又は販売）

の違反又は違反のコンスピラシーについて有罪を言い渡された者に刑を科すとき、その者に、そうした違反の結果として、直接又は間接に獲得された総収益に相当し、又は遡及可能な、あらゆる動産又は不動産の合衆国への没収を命じるものとする。

(6)

(A) 裁判所は、移民及び国籍法第274条(a)項、第274A条(a)項(1)、若しくは第274A条(a)項(2)、若しくは、本編第555条、第1425条、第1426条、第1427条、第1541条、第1542条、第1543条、第1544条、若しくは第1546条の違反若しくは違反のコンスピラシー、又は、旅券若しくは査証の発行若しくは使用に関して実行された本編第1028条の違反若しくは違反のコンスピラシーについて有罪を言い渡された者に刑を科すとき、州法の規定に関わらず、

(i) 罪を言い渡された者が犯罪の実行にあたって用いた船舶、車両又は飛行機を含む乗り物、

(ii)

(I) 有罪を言い渡された者が実行した犯罪から、直接若しくは間接に獲得された収益を構成し、収益に由来し、若しくは、収益に遡及可能な、又は、

- (II) 有罪を言い渡された者が実行した犯罪を促進するために使用され、若しくは、促進するために使用されることを意図されたあらゆる動産又は不動産の合衆国への没収を命じるものとする。
- (B) 裁判所は、サブパラグラフ(A)に定められている者に刑を科すとき、その者に、そのサブパラグラフにおいて定められたすべての財産の合衆国への没収を命じるものとする。
- (7) 裁判所は、連邦医療犯罪で有罪を言い渡された者に刑を科すとき、その犯罪の実行に遡及可能な総収益を構成し、又は、総収益から直接的又は間接的に由来する動産又は不動産の没収を命じるものとする。
- (8) 裁判所は、第1028条、第1029条、第1341条、第1342条、第1343条、若しくは第1344条に基づく犯罪、又はそうした犯罪の実行のコンスピラシー罪で有罪を言い渡された被告人に刑を科すとき、当該犯罪が、(その文言が第2325条に定義されている) テレマーケティングに関連する場合には、被告人に、以下の動産又は不動産の合衆国への没収を命じるものとする。
- (A) そうした犯罪を実行し、促進し (facilitate)、若しくは助長する (promote) ために使用され、又は、使用されることが意図されたもの、及び、
- (B) 被告人が犯罪の結果として直接又は間接に獲得した総収益を構成し、総収益に由来し、又は、総収益に遡及可能なもの。
- (b)
- (1) 財産の差押え及び処分を含む、本条に基づく財産の没収並びに関連する司法又は行政手続は、1970年の薬物乱用防止管理法 (合衆国法典第21編第853条) 第413条 (本条 (d) 項は除く) の規定によって執行されるものとする。
- (2) 第413条 (p) 項の資産条項の読み替えは、被告人が、一連のマナーロンダリング罪において、単に、財産を扱ったが、保持していなかった仲介者として行動したときには、12ヶ月間に合計10万ドル若しくはそれ以上の3件以上の別個の取引を行った没収の元となる犯罪又は複数の犯罪を実行した被告人を除き、洗浄された実際の財産の代わりに資産の没収を命じるために用いられないものとする。

合衆国法典第21編第853条 刑事没収

(a) 刑事没収の対象となる財産

1年以上の拘禁刑で処罰可能な本節又は第2節の違反で有罪判決を下された者

は、州法の規定にかかわらず、

- (1) そのような違反の結果として、直接又は間接に獲得した収益で構成され、又は収益に遡及可能なあらゆる財産、
- (2) 方法、又は、場面を問わず、そのような違反を実行し、又はその実行を促進するために使用した、又は、その使用を意図した、その者のあらゆる財産、及び
- (3) 本節第848条に違反して継続的な犯罪エンタープライズの実行で有罪判決を受けた者の場合は、パラグラフ(1)又は(2)に記された財産に加えて、継続的な犯罪エンタープライズに対する支配の源泉となる権益、請求権又は財産権若しくは契約上の権利を合衆国に没収するものとする。裁判所は、そうした者に量刑を行うにあたり、本節又は第II節に従って科された他の量刑に加えて、本項に記載されているすべての財産をアメリカ合衆国に没収するように命じるものとする。本節によって別途権限が与えられている罰金刑の代わりに、犯罪からの利益又はその他の収益を得た被告人は、総利益又はその他の収益の2倍を超えない範囲で罰金を科せらる。

(b) 「財産」という文言の意味

本条に基づく刑事没収の対象となる財産には、

- (1) 土地上で生長、付着、発見されたものを含む不動産、並びに、
- (2) 権利、特権、権益、請求権及び有価証券を含む、有形及び無形の私有財産が含まれる。

(c) 第三者移転

本条(a)項に記載されている財産に対するあらゆる権利、権原、及び権益は、本条に基づく没収の元となる行為の実行によって合衆国に帰属する。その後、被告人以外の者に移転されたあらゆる財産は、没収に関する特別評決の対象となる可能性があり、その後、譲受人が、本条(n)項に従った聴問で、自身は、そうした財産の価値について善意有償の第三者であり、購入の時点で、当該財産が、本条に基づく没収の対象であったと信じる合理的な理由を有していなかったと、立証しない限り、合衆国への没収が命令されるものとする。

(d) 反証可能な推定

合衆国が、

- (1) そうした財産は、本節又は第II節の違反の期間中、又はその期間の後の合理的な期間内に、そうした者によって取得され、かつ、

(2) 本節又は第Ⅱ節の違反以外に、そのような財産の出所はあり得ないことを、証拠の優越によって立証した場合、正式審理においては、本節又は第Ⅱ節に基づき重罪で有罪判決を受けた者のあらゆる財産は、本条に基づく没収の対象となるという反証可能な推定が存在する。

(e) 保護命令

(1) 次の場合、合衆国の申立てに基づき、裁判所は、本条に基づく没収について本条(a)項に記載された財産の利用可能性を保持するために、一方的緊急差止命令若しくは差止命令を発するか、十分な履行保証の実行を要求するか、又は、その他の措置をとることができる。

(A) 本条に基づいて刑事没収を命じることができる本節又は第Ⅱ節の違反について正式起訴又は略式起訴を行い、かつ、命令が必要とされる財産が、有罪判決が下された際に、本条に基づく没収の対象となることを主張するとき、又は、

(B) 財産及び審問の機会に権益を有すると思われる者への告知後、裁判所が、

(i) 合衆国が没収の問題を優先し、命令を発することができず、かつ、財産が破壊されたり、裁判所の管轄外に持ち出されたり、又は、その他の没収のために利用できなくなったりする実質的な蓋然性が存在するか、及び、

(ii) 要求された命令を発することで、財産の入手可能性を維持する必要性が、命令が発せられたあらゆる当事者にとっての困難よりも重要であるかを判断するときは、正式起訴又は略式の前

ただし、裁判所によって示された正当な理由により延長された場合を除き、又は、サブパラグラフ(A)に記載されている正式起訴又は略式起訴が行われない限り、サブパラグラフ(B)に従って発せられた命令は90日以内で効果を有するものとする。

(2) 本項に基づく一時的な一方的緊急差止命令は、合衆国が、確信がある場合には、命令が求められた財産は、有罪判決が下されたときには、本条に基づく没収の対象となり、告知に関する規定は、没収のための財産の入手可能性を危うくすると信じる相当の理由を示した場合、その財産に関して正式起訴又は略式起訴が行われていないときでも、通知又は聴聞の機会なしに、合衆国の申立てにより発せられる。そうした一時的な命令は、示された正当な理由のために延長されない限り、又は、命令が発せられた当事者が、より長い期間延長することに同意しない限り、命令が発せられた日から14日以内に効力を失う。本パラ

グラフに基づいて発せられた命令に関して要求された聴聞は、可能な限り早い時期に、かつ一時的な命令の満了前に行われるものとする。

(3) 裁判所は、本項に従って開催される聴聞会で、連邦証拠規則に基づいて認められない証拠及び情報を受け取り、検討することができる。

(4) 本国への送還及び寄託の命令

(A) 一般——本条に基づく審理前の一方的緊急差止命令を発する権限に基づき、裁判所は、差し押さえられ、没収されうる財産を本国に送還し、審理中の裁判所に、又は合衆国保安官若しくは財務長官に、適切な場合には、有利子口座に、その財産を預託するように被告人に命じることができる。

(B) 不遵守——本条の規定に基づく命令、又は本条第(p)項に基づく財産の本国への送還の命令の不遵守は、民事又は刑事の法廷侮辱罪として処罰されうるものとする。連邦判決ガイドラインの司法妨害罪の規定に基づき被告人の量刑を加重することもできる。

(f) 差押えの令状

政府は、搜索令状に規定されているのと同じ方法で、本条に基づく没収の対象となる財産の差押えを許可する令状の発行を請求することができる。裁判所は、有罪判決が下された場合、差し押さえられる財産が、没収の対象となり、かつ、本条(e)項に基づく命令が、その入手可能性を保証するのに十分ではない可能性があると信じる相当の理由があると判断した場合、裁判所は、そうした財産の差押えを許可する令状を発行するものとする。

(g) 強制執行

本条に基づく没収命令を発した場合、裁判所は、司法長官に、裁判所が適切とみなす機関及び条件に従って、没収を命じられたすべての財産を差し押さえることを許可するものとする。没収される財産を宣言する命令の発出に従って、裁判所は、合衆国の申出に基づき、そうした適切な一時的緊急差止命令又は差止命令を発し、十分な履行保証の実行を要求し、受領者、保護者、鑑定士、会計士、又は受託者を任命し、又は、没収を命じられた財産についての合衆国の権益を保護するためのその他の措置を講じることができる。本条に基づいて没収を命じられた財産に遡及可能な、又は財産から派生するあらゆる所得は、法律で義務付けられている、又は合衆国若しくは第三者の権益を保護するために必要な、財産にかかる通常経費及び必要経費を相殺するために使用されうる。

(h) 財産の処分

本条に基づいて没収を命じられた財産の差押えに続いて、司法長官は、善意者の権利についての十分な規定を設けて、売却又はその他の商業的に実現可能な手段による財産の処分を指示するものとする。アメリカ合衆国が行使できない、又はその価値を移転することができない財産権又は権益は失効し、被告に戻らないものとし、又は、被告人若しくは被告人と協力して行為する者は、合衆国が開催するいかなる販売においても、没収された財産を購入する資格を有するものではない。財産の売却又は処分を続行すると、回復不能な損害、危害、又は喪失を招くことを申立人が証明した場合、裁判所は、被告人又は被告人と共同して若しくは被告人のために行動している者以外の者の申請に基づき、刑事訴訟の上訴が終結するまで、財産の売却又は処分を制限又は留保することができる。

(i) 司法長官の権限

本条に基づいて没収された財産に関して、司法長官は、

- (1) 公正のためであり、かつ、本条の規定と矛盾しない、没収の軽減又は棄却の申立てを認め、本項の違反の被害者に没収された財産を回復し、又は、その他の善意の者の権利を保護するための措置を講じる、
- (2) 本条に基づいて起こされた請求と和解する、
- (3) 本条に基づく没収をもたらす情報の提供者者に報酬を支給する、
- (4) 本条に基づき没収されたすべての財産のうち、本条に基づいて没収された財産について、司法長官は、善意の者の権利についての適切な規定を設けて、競売若しくはその他の商業的に実現可能な手段で、本条に基づき没収を命じられたすべての財産に関して、本編第881条(e)項の規定に従って、合衆国による処分を指示する、及び
- (5) 処分までの間、本条に基づき没収された財産を保護し維持するために必要な適切な措置を講ずる権限を有する。

(j) 民事没収の適用可能性

本条の規定と矛盾する場合を除き、本編第881条(d)の規定は、本条に基づく刑事没収に適用されるものとする。

(k) 訴訟参加への障害

(n)項に規定されている場合を除き、本条に基づく没収の対象となる財産への権益を主張する当事者は、

- (1) 本条に基づく没収を含む刑事事件の審理又は上訴に参加することはできず、また、

(2) 本条に基づき、財産が没収の対象となることを主張する正式起訴又は略式起訴の後に、自らが主張する財産に対する権益の有効性に関して、合衆国に対する法律上又はエクイティ上の訴訟を起こすことはできない。

(l) 命令を発する管轄権

合衆国地方裁判所は、本条に基づいて没収される可能性があり、又は、本条に基づいて没収を命じられた財産の所在地にかかわらず、本条に規定する命令を発する管轄権を有するものとする。

(m) 証言録取書

没収を宣言された財産の特定と所在確認を促し、没収の免除又は軽減を求める申立ての処分を促すために、合衆国に没収されていた財産であると宣言する命令を発した後、裁判所は、米国の申立てに基づき、没収された財産に関する証人の証言を録取によって行うこと、及び、指定された帳簿、書類、文書、記録、録音、その他の資料、又はその他の特権を付与されていない資料を、連邦刑事訴訟規則第15条に基づく証言録取書の作成について規定されているのと同じ時間と場所に、同じ方法で作成することを命令することができる。

(n) 第三者の権益

(1) 本条に基づく没収命令の発出の後、合衆国は、司法長官が指示することができる方法で、その命令及び財産を処分するというその意図の告知を公告するものとする。政府は、また実行可能な範囲で、そのように告知された者に関して公表された告知に代えて、没収命令の対象である財産に対する権益を主張していたと知られている者に直接書面による告知を提供することができる。

(2) 被告人以外で、本条に従って合衆国への没収を命じられた財産に対する法的権益を主張する者は、何人も、パラグラフ(1)に基づく告知の最終公表又は告知の受領後30日以内のうち、いずれか早い方までの間に、財産に対する自ら主張する権益の有効性に関する司法判断のための聴聞を裁判所に申し立てることができる。聴聞は、陪審員なしで、単独の裁判官の前で行われるものとする。

(3) 申立ては、偽証の罰のもとに申立人によって署名され、財産に関する申立人の権利、権原又は権益の性質及び範囲、財産に関する権利、権原又は権原の取得の時間及び条件、申立人の主張を裏付ける付加的な事実、及び求められた救済について明らかにするものとする。

(4) 申立てについての聴聞は、実施可能で、正義にかなう範囲で、申立ての提起

から30日以内に行われるものとする。裁判所は、本項に基づき、被告人以外の者によって提出された他の申立てに関する、嘆願書に関する審問を統合することができる。

(5) 聴聞において、申立人は、自らのために証言すること、及び、証拠並びに証人を提示することができ、また、聴聞に出頭した証人を反対尋問することができる。合衆国は、財産に関する反証およびその主張に対する訴答において、証拠及び証人を提示し、聴聞に出頭した証人を反対尋問することができる。審問で提示された証言及び証拠に加えて、裁判所は、没収命令をもたらした刑事事件の記録の関連部分を検討するものとする。

(6) 聴聞の後、裁判所が、

(A) 申立人は、財産に対する法的権利、権原又は権益を有しており、権利、権原又は権益が、被告人よりも申立人に帰属しているため、本条に基づく財産の没収を生じさせた行為の実行時に被告人のいかなる権利、権原又は権益を上回り、そのような権利、権原又は権益が没収命令の全部又は一部を無効にすること、又は、

(B) 申立人は、財産に対する権利、権原、又は権益の価値について善意有償の第三者であり、購入の時点で、本財産が、没収の対象となっていると信じる相当な理由がなかったことを、申立人が証拠を優越して立証したと判断した場合、裁判所は、その決定に従って没収命令を修正するものとする。

(7) 本条に基づいて提起されたすべての申立てに関する裁判所の処分の後、又は、そのような申立ての提起に関するパラグラフ(2)に規定された期間の満了後に、そうした申立てが提起されないとき、合衆国は、没収命令の対象であり、その後の購入者又は譲受人に優良権利が保証されうる財産への明白な権原を有するものとする。

(o) 解釈

本条の規定は、その救済目的を達成するために自由に解釈されるものとする。

(p) 代替財産の没収

(1) 被告人の作為又は不作為の結果として、(a)項に記載されている財産が、

(A) 相当の注意の履行に位置づけられない。

(B) 第三者に譲渡又は売却され、又は第三者に預託された

(C) 裁判所の管轄権を超えて存在する

(D) 価値が実質的に減少している、又は、

(E) 他の財産と混合され、容易には分離できない
とき、概して、本項のパラグラフ(2)が適用されるものとする。

(2) 代替財産

パラグラフ(1)のサブパラグラフ(A)から(E)のいずれかに記載されている場合であっても、裁判所は、パラグラフ(1)のサブパラグラフ(A)から(E)に、適用可能と記載された、いずれかの財産の価値まで、被告人の他の財産の没収を命じるものとする。

(3) 管轄への財産の返還

第(1)項(C)に記載された財産の場合、裁判所は、本項によって許可された、その他の訴訟に加えて、財産が差し押さえられ、没収されるように、財産を裁判所の管轄に戻すように被告人に命じることができる。

(q) 秘密の製造所跡地の清掃のための原状回復

裁判所は、アンフェタミン若しくはメタンフェタミンの製造、所持、又は頒布を意図した所持を含む、本節又は第Ⅱ節に基づく犯罪で有罪判決を受けた被告人を量刑するとき、

(1) 第18編3612条及び第3664条に規定されているとおりに原状回復を命じ、

(2) 被告人によるアンフェタミン又はメタンフェタミンの製造に関連して、又は、被告人が、所有、居住、又は事業を行っている敷地内又は財産での洗浄に関して、場合に応じて、関与した合衆国、州若しくは地方自治体、又は合衆国及び州若しくは地方自治体の両方への負担させた費用の払戻し、又は、合衆国、州若しくは地方自治体、又は関与した合衆国及び州若しくは地方自治体の両方に、負担した支出の返済を命じ、かつ、

(3) 第18編第3663A条に規定されているように、犯罪の結果として損害を被った者への弁償を命じるものとする。

【資料Ⅳ】 州レベルの行政没収規定（抜粋）—イリノイ州・アリゾナ州

イリノイ州法典第725章第150/6条 非司法没収

輸送の価値を除いて価値が15万ドルを超える動産の場合、又は不動産がイリノイ規制物質法、大麻規制法、若しくはメタンフェタミン規制および地域保護法の規定に基づいて差し押さえられた場合、州検事は、本法第5条に基づき、差し押え機関から差し押えの告知を受け取ってから28日以内に、本法第9条に記載されているように、

司法対物没収手続を開始するものとする。ただし、輸送の価値を除いて価値が15万ドルを超えない非不動産が差し押さえられた場合は、次の手順が用いられるものとする。

- (A) 差し押えを取り巻く事実を検討した後、差し押さえられた財産が没収の対象であると州検事が判断した場合、差し押え機関からの差し押えの告知を受け取ってから28日以内に州検事が、本法第4条に従って、財産の所有者、及び既知の財産に対する利害関係者すべてに、未決定の没収の告知を行うものとする。
- (B) 未決定の没収の告知には、財産の説明、財産の見積価格、差し押えの日付と場所、没収を生じさせた行為、申し立てられた法令違反、及び手順と手順の概要を没収訴訟に適用される手続上の権利が含まれていなければならない。
- (C)
 - (1) 本条(A)項に基づく告知の対象である財産への権益を主張する者は、何人も、本法第4条に定められている告知の発効日から45日以内に、州検察に、財産への権益を表明する、検証された請求の手続をとることができる。請求は次の点を明らかにしなければならない：
 - (i) 未決定の没収の告知、及び権利主張者の名前が明示されている訴訟の表題、
 - (ii) 権利主張者がメールを受け取るアドレス、
 - (iii) 権利主張者の財産に対する権益の性質、及び範囲、
 - (iv) 権利主張者が財産の持分を取得した日付、譲渡人の身元、及び状況、
 - (v) 財産に権益を有することがわかっている他のすべての者の名前と住所、
 - (vi) 財産を没収の対象ではないと主張する際に依拠した法令の具体的な規定、
 - (vii) 各主張を裏付けるすべての本質的な事実、並びに、
 - (viii) 求める救済。
 - (2) 権利主張者が、請求の手続をとった場合、州検事は、請求の受領後28日以内に、対物没収手続において司法を開始するものとする。
- (D) 本条(C)項に定められているように、45日以内に請求の手続がとられない場合、州検事は、財産の没収を宣言し、財産の所有者及び、すべての既知の利害関係者、及びイリノイ州警察局長に、没収の宣言について迅速に告知するものとする。イリノイ州警察局長は、法令に従って財産を処分するものとする。

アリゾナ現行法第13-4309条 不爭没収

没収が法律で許可されている場合、州検事は、次の方法で、不爭民事没収

(uncontested civil forfeiture) を動産の所有者および利害関係者に用いることができる。

1. 州検事が、その裁量により、不爭没収を用いようとする場合、第13-4307条に規定されているように、没収の差押え後30日以内に、以前に告知を受け取ったことのない、権益を有することがわかっているすべての者に告知を行うことにより、未決定の没収を告知するものとする。
2. 財産の所有者または利害関係者は、告知後30日以内に裁判所に申立てを行うか、請求の手續がとられた後ではない、告知後30日以内で、州検事に没収の免除、又は軽減の申立てを行うかを選択することができる。ただし両方を提出することはできない。請求、又は請願は、第13-4311条 E 項 F の請求の要件に準拠するものとする。
3. 1人以上の所有者、又は利害関係者が、適時に免除 (remission) 又は軽減 (mitigation) の請願の手續をとる場合、以下が適用される。
 - (a) 州検事は、財産が没収の対象となるかどうか、及び、没収の免除または軽減の申立てを取り巻く事実と状況を調査するものとする。
 - (b) 州検事は、1人以上の申立人が書面で期間の延長を要求しない限り、又は、事案の状況が追加の時間を必要とするもの、その場合には、州検事は、90日以内に、状況を書面で、具体的に申立人に通知するものとする、でない限り、差押え機関、及び申立人に、未決定の没収に関する告知の発行日から90日以内に、各申立てに応じて、財産の一部またはすべての利益の没収、免除、又は、軽減の書面による宣言を与えるものとする。いかなる場合も、宣言の郵送は、州の未決定の没収の告知の日付から120日を超えてはならない。
 - (c) 没収を宣言された財産の所有者、又は利害関係者は、第13-4311条 E 項及び F 項に定められているように、没収が郵送されてから30日以内に、不爭没収が宣言された郡の上級裁判所に請求を行うことができる。
 - (d) 本条に基づく没収の宣言の後に、適時の請求が続く場合、又は、その他のいかなる時点でも、州検事は、司法没収の規定に従って手續を進めることを選択することができる。
 - (e) 没収宣言の郵送後30日以内に申立人が裁判所に請求を提出しない場合、宣言は終局的なものとなり、州検事は、第13-4314条、及び第13-4315条の規定に従って手續を進めるものとする。
4. 免除、若しくは減免の申立て、又は請求が適時に提出されない場合、州検事は、

第13-4314条及び第13-4315条に規定されているとおりに手続を進めるものとする。

5. 1個以上の免除又は緩和の申立て、及び1個以上の請求の手続が、適時にとられた場合、不爭没収の宣言から60日後まで、州は、没収に対する訴状の手続をとる必要はない。
6. 司法没収手続が、不爭民事没収を利用可能にする未決定の没収の告知に続く場合：
 - (a) 重複、若しくは繰り返しの通知、又は請求は必要ない。司法手続は、適時に手続きがとられた、すべての請求を裁定するものとする。本条パラグラフ2又は3に従った請求の手続が適時にとられた場合、第13-4311条項A、又は第13-4312条A項に従って、かかる手続の開始後の司法没収手続で決定されるものとする。
 - (b) その後、請求の手続をとった、すべての申立人に対応する没収、免除、又は軽減の宣言は無効であり、和解の申出は拒否されたとみなされるものとする。

【資料V】 州レベルの対物民事没収規定（抜粋）—ユタ州

ユタ州法典第24-4-104条 民事没収手続

- (1)
 - (a) 検察官は、訴状を提出することにより、差し押さえられた財産を没収する民事訴訟を開始することができる。
 - (b) 第(1)項(a)に基づく訴状は、以下について、合理的な詳細を記すものとする。
 - (i) 検察官が没収を求める財産
 - (ii) 差し押えの日付と場所、及び
 - (iii) 没収の元となる事実の主張。
- (2)
 - (a) 訴状が提出された後、検察官は、訴状が提出された日から30日を経過しない日数で、検察官によって認識されている各権利主張者に訴状の写しを送達し、各権利主張者者を召喚するものとする。
 - (b) 検察官は、差し押さえられた財産の所有権を書面で否認した原告に対しては、訴状の写し、又は召喚状を提出する必要はない。
 - (c) 訴状および召喚状の送達は、以下によって行われるものとする。
 - (i) 手渡し、

- (ii) 権利主張者の既知の住所宛での、返送受領書が要求された書留郵便、又は
 - (iii) 検察官が、手渡し、又は、書留郵便で送達を合理的に行うことができないことを裁判所に証明した場合の、公表による送達。
 - (d) 公表による送達は、没収手続に関する2つの連続した告知の公表によるものとする。
 - (i) 差押えが行われた郡の一般に流通した新聞、及び、
 - (ii) 第45-1-101条第(2)項(b)において設立されたユタ州の公的法的告知ウェブサイトを。
 - (e) 送達は、次のいずれか早い方の時点で有効になる。
 - (i) 手渡し
 - (ii) 書留郵便、または、
 - (iii) 第(2)項(d)に基づく公表。
 - (f) 裁判所は、検察官が以下の場合、本条に基づく送達を完了する期間をさらに60日間延長することができる。
 - (i) 送達を完了するまでの期間を延長するために裁判所に訴え、かつ、
 - (ii) 送達を延長する正当な理由を示している。
- (3)
- (a) 検察官が、(1)項に定められている通り、没収の申立てを行った場合、権利主張者は、その申立てに対する答弁書を提出することができる。
 - (b) 権利主張者が、第(3)項(a)に従って答弁書を提出する場合、権利主張者は、権利主張者に、申立てが送達された日から30日を経過しない日数で、答弁書を提出するものとする。
 - (c) 執行官が第24-4-103条に基づいて財産の没収を求めており、財産の価値が1万ドル未満で、以下のいずれかの場合、執行官は、権利主張者に財産を返還するものとする。
 - (i)
 - (A) 第(3)項(a)及び(b)に従って、検察官が没収の申立ての手続を取り、原告が答弁書を提出し、かつ、
 - (B) 検察官が、権利主張者に申立ての手続をとった日から60日を経過しない日数で、財産が差し押さえられた犯罪についての略式起訴、又は起訴の手続がとられなかった、又は、検察官が適時に提訴せず、略式起訴又は起訴の期限を延長する合理的な理由を示し、又は、

- (ii) 財産が差し押さえられた犯罪の略式起訴、又は起訴が斥けられ、検察官が略式起訴または起訴が却下された日から7日を経過しない日数で略式起訴、又は起訴の再手続を取らなかった。
- (d) 権利主張者は、第(3)項(c)に基づく権利主張者への財産の返還に対して、経費、訴訟費用、または弁護士費用を受け取る権利はない。
- (e)
 - (i) 権利主張者が、第24-2-108条に従って差し押さえられた財産の所有権を適時に回復しようとする場合、第(3)項(c)(i)の期限は、最大15日間延長され得る。
 - (ii) 第(3)項(c)(i)に基づいて期限が延長された場合、第(3)項(c)(i)の期限は、代理人、又は検察官が、本件に関する第24-2-108条に基づき、適時に申立てを拒否した直後に再開するものとする。
- (4) 本章に別段の定めがある場合を除き、没収手続のための民事訴訟は、ユタ州民事訴訟規則に準拠する。
- (5) 裁判所は、
 - (a) 民事没収手続を促進するために、すべての合理的な措置を講じ、かつ、
 - (b) 民事没収手続に、刑事訴訟と同じ優先順位を付与するものとする。
- (6) 権利主張者は、政府機関が没収を求めている財産に関して保証金を積むことなく、民事没収の申立てに対する答弁書を提出することができる。
- (7) 裁判所は、検察官が明確で説得力のある証拠によって次のことを立証した場合、財産を没収するという機関の要求を認めるものとする。
 - (a) 権利主張者が：
 - (i) 第24-4-102条(1)に基づいて財産が没収される犯罪を実行した。
 - (ii) 第24-4-102(1)に基づいて財産が没収される犯罪を知っており、その財産を犯罪の促進に使用することを許可し、又は、
 - (iii) 第24-4-102(1)に基づいて財産が没収される犯罪の時点で、若しくは、犯罪が発生してから合理的な時間内に、財産を取得した。又は、
 - (b) 第24-4-102条(1)に基づいて財産が没収される犯罪の実行以外に、財産の購入、又は取得の資金源となり得るものがない。
- (8) 裁判所が、財産が第24-4-102条(1)に基づいて没収の対象となる犯罪の収益であると判断した場合、検察官は、財産が特定交換又は取引の収入であったことを証明する必要はない。

- (9) 申立人が、本条に基づいて財産を没収する犯罪について無罪となった場合：
- (a)
- (i) 没収が求められている財産は、権利主張者に返還されるものとし、又は
- (ii) 財産が、第24-4-103.3条に基づいて処分されている場合、没収が求められていた財産の公開市場価格が、権利主張者に供与されるものとし、かつ、
- (b) 財産の保有に関連した本章に基づくあらゆる支払いの要求は、権利主張者に支払われるものとする。
- (10) 検察官が本条に基づく没収手続を中止し、同じ財産を含む民事、又は刑事手続を開始した別の州または連邦機関に訴訟を移管しようとする場合、検察官は、第24-2-105条に従って、財産を譲渡するための請願の手続をとるものとする。
- (11) 本条に基づく民事没収訴訟は、検察官が第24-4-102条に基づいて財産を没収する犯罪について刑事告発、略式起訴、又は起訴の手続をとった後、何時でも刑事没収訴訟に転換することができる。

【資料Ⅵ】 州レベルの民事対人没収規定（抜粋）—ハワイ州（※民事没収を含む）

ハワイ州現行制定法第712A-13条 司法的対人没収手続

- (1) 没収が法律によって定められている場合、それは、対人的な民事、又は刑事手続において、検察官による没収の申立てについて裁判所によって命じられるものとする。本条に基づいて提起された民事訴訟では、所有者または利害関係者は、証言し、証拠を提示し、所有者または利害関係者の代理に証言させ、公聴会に出頭した証人を尋問することができる。州は、証拠を提示し、反証及び財産への申立ての弁護をして証言し、公聴会に出頭した証人を尋問することができる。州は、財産に対する所有者又は利害関係者の利益が没収の対象であるという証拠の優越によって示す一次的な責任を負う。州によるそうした証明において、所有者又は利害関係者は、財産に対する所有者又は利害関係者の利益が没収の対象ではないという証拠の優越によって示す責任を負う。
- (2) 本条に基づく手続において、裁判所は、検察官の申請により、第712A-11条により承認された命令を發出し、又は、没収のための申立て、訴状、若しくは起訴の手続をとる前か後かを問わず、その差押えのための令状を含む、本章の下で没収の対象となる財産の可用性を差し押さえ、確保し、維持し、又は保持するため

のその他の措置を講じることができる。

- (3) 本条に基づく一方的緊急差止命令は、州が次の点を証明した場合、告知、又は聴聞の機会なしに州の申立てに基づいて発出することができる。
- (a) 命令が求められている財産に関連して、最終判決または有罪判決が下された場合、没収の対象となると信じるに足る相当の理由があり、かつ、
- (b) 告知の送付が、没収の対象となる財産の入手可能性を危険にする。
- 一方的緊急差止命令は、その命令が発出された当事者が、期間の延長に同意しない限り、又は、聴聞後に、裁判所が発出するか、暫定的差止命令を考慮している場合を除き、その命令が発出された日から10日以内に効力を失う。
- (4) 一方的緊急差止命令の発出の告知、及び聴聞の機会は、財産に権益を有することが知られている者に与えられるものとする。ただし、聴聞は、本条第3項(a)及び(b)で示されることが要求される事項に限定される。
- (5) 本条に基づいて発出された一方的緊急差止命令に関して、所有者又は利害関係者から要求された聴聞は、一方的緊急差止命令の期間満了前で、可能な限り最も早い時期に開催されるものとする。
- (6) 裁判所は、本編に基づく没収を生じさせた行為に対する責任の決定、又は有罪判決に基づいて、没収の申立てに記載された財産の没収の判決を下し、検察官、又は司法長官に、彼らの代理人、又は、その他の法執行官が、事前に差し押さえられていない、又は、差し押え下でない、没収を命じられたすべての財産を差し押さええる権限を付与するものとする。財産の没収を宣言する命令の発出に続いて、裁判所は、州の申請に応じて、第712A-11条によって承認された命令を発出するか、没収を命じられた財産についての州、又は行政区の権益を保護するために、その他のあらゆる措置を講じることができる。適切な公的記録への没収命令の記録によって、決定前の没収又はラケットティアリングの先取特権の告知が、最初に記録に登録された日付の時点での命令に記載された財産についての州の権益を完全なものとなり、財産に関する州の他のあらゆる権利、又は救済に加えて、その財産に関して保護された当事者のすべての権利が州に付与される。本章に基づいて没収された、エンタープライズに生じた、若しくは、エンタープライズに由来した収入、又は、エンタープライズのあらゆる利益、若しくは、その他の財産権は、没収の元となる行為の時点から没収される。そのような収入は、法律で義務づけられている、又は州または地方行政区の権益を保護するために要求される、エンタープライズ、又は、財産の通常に必要な費用を相殺するために、評決又は

責任の認定後の手続まで用いることができる。

- (7) 評決、又は責任の認定、及び没収の命令に続く手続は、次の通りである。
- (a) 没収命令の発出後、裁判所書記官は、第712A-8条に規定されている方法で、以前に告知されていない所有者及び利害関係者に、決定前の没収を告知するものとし、
 - (b) 元となる対人訴訟の当事者又は被告以外の、そのような訴訟に従って没収を命じられた財産への権益を主張する所有者若しくは利害関係者は、決定前の没収の最初の告知、又は、本項(a)に基づく決定後の告知のいずれか早い方から30日以内に、第712A-12条(5)に定められているように、財産に対して、その者の請求された権益の有効性を裁定するための聴聞のために裁判所に請求の手続をとることができ、
 - (c) 請求に関する聴聞は、実現可能で、正義の利益と一致する限り、没収命令後60日以内に開催されるものとする。裁判所は、請求に関する審理を、元となる訴訟において当事者又は被告以外の者によってとられた同一の財産に関する他の請求に関する審理と統合することができ、
 - (d) 聴聞は、第712A-12条(7)及び(8)の規定を含む、司法対物没収手続に規定された方法で行われるものとする。聴聞において提示された証言および証拠に加えて、裁判所は、没収の命令につながる、元となった民事、又は刑事訴訟の記録の関連部分を検討するものとし、かつ、
 - (e) 聴聞における認定に従い、裁判所は、権利主張者が、財産に法的権益を有していると、証拠の優越によって、申立人が立証したと判断した場合、没収の命令を修正することができ、権利主張者の権益は、第712A-5条によって没収の対象ではないと指定された財産となる。
- (8) 本条第712A-11条(2)項及び(7)項(b)に規定されている場合を除き、本条に基づいて没収の対象となる財産への権益を主張する者は、次のことを行うことはできない。
- (a) そのような財産の没収を含む刑事または対人民事裁判の正式事実審理または上訴に介入し、又は、
 - (b) 本章に規定されている場合を除き、申し立てられた権益の有効性に関して州に対する訴訟を開始し、又は維持する。
- (9) 没収されたと宣言された財産の特定または場所の特定を促進し、本条に従って提出された請求、又は、その後の請求の処理を容易にするために、裁判所は、国

の申請に応じて、没収の対象であると主張されている財産に関連する証人の証言を証言録取により得ること、及び、指定された帳簿、書類、文書、記録、電子的またはその他の記録、または特権のないその他の資料を、民事訴訟規則に基づく証言録取の規定と、同時に、同じ方法で作成することを命令できる。